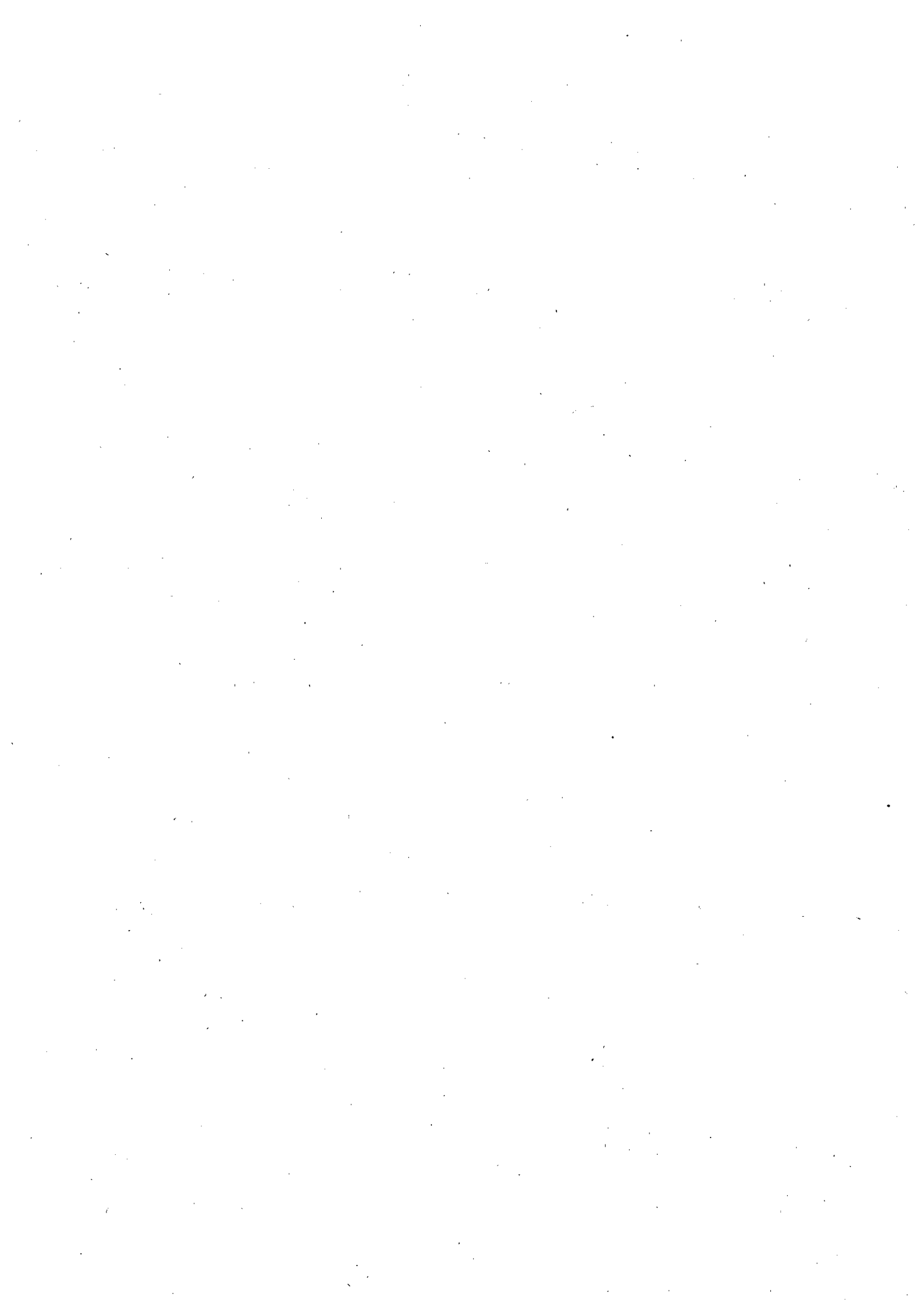


小林由佳議員及び黒瀬大議員による
政務活動費又は政務調査費の
支出に関する調査特別委員会
調 査 報 告 書

平成29年5月15日



目 次

1 政務調査費及び政務活動費について	1
2 事件の経過(本件調査特別委員会の議事を除く)	2
3 調査の趣旨	7
4 特別委員会の設置(平成27年12月17日本会議で可決)	8
5 調査事項	9
6 委員会の開催状況	9
7 証人尋問	14
8 記録、資料の提出	23
9 証人尋問の内容等	24
9-1 小林由佳議員が証言した事項、並びに証言拒絶をした尋問内容(第1回目) 及び証言拒絶に対する協議結果	24
◎証言した事項	24
◎証言拒絶をした尋問内容及び証言拒絶に対する協議結果	33
9-2 黒瀬大議員が証言した事項(第1回目)	43
◎証言した事項	43
9-3 小林由佳議員及び黒瀬大議員の証言内容(第1回目)の比較・分析	64
9-3-1 相違点	64
9-3-2 疑問点	65
9-3-3 問題点	67
9-4 黒瀬大議員の証人尋問(第2回目)	67
◎証言した事項(秘密会の部分は除く)	67
9-5 小林由佳議員(第2回目)・黒瀬大議員(第3回目)の証人尋問(対質尋問)	68
◎証言した事項(対質尋問のため、2議員の証言を一括して記載)	68
◎証言拒絶をした尋問内容及び証言拒絶に対する協議結果	95
10 秘密会について	96
11 告発について	97
12 本委員会のまとめ	98
13 調査経費	102
14 その他	103
※小林議員 政務活動費 広報誌印刷及び配布等の支出について	資料1
※黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について	資料2
※黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について	資料3

1 政務調査費及び政務活動費について

平成12年5月、第147回国会において、「地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資する」ためとして、衆議院地方行政委員会委員長提出の議員立法で地方自治法が改正され、政務調査費の交付についての根拠規定が設けられた。そこで、普通地方公共団体は、交付の対象、額及び交付の方法を条例に定めることにより、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できることとなり、同時に、政務調査費の用途の透明性を確保するため、収入支出の報告書を議長に提出する義務が会派又は議員に課されることとなった。

本市においては、平成13年4月1日から、「堺市議会の会派等に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「堺市議会の会派等に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」に基づき交付されることとなったが、政務調査費の用途の一層の透明性を確保するため、平成20年4月交付分からは、収支報告書に原則としてすべての領収書の添付が義務付けられることとなった。また同時に、議会として用途基準の基本的な考え方や事務手続きなど一定の統一的基準を持つことが必要であることから、「政務調査費の運用指針」を施行した。

その後、政務調査費は、地方自治法の一部改正により、平成25年3月1日から、政務活動費と改められ、交付の目的が「その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費」から「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められるとともに、議長が政務活動費の用途の透明性の確保に努めることが規定された。そこで、本市においても、前述の条例及び規則が、「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に改正されるとともに、「政務調査費の運用指針」の内容を見直し「政務活動費の運用指針」を施行した。

なお、議会としては、「政務活動費の運用指針」について、その後、数次にわたる改正を行い、平成27年5月1日からは、政務活動費検査員として弁護士及び大学教授を選任し、政務活動費の用途の透明性の確保と適正な運用に期するとともに、平成28年4月交付分からは、現在、市政情報センターで公開している政務活動費にかかる収入及び支出の報告書、会計帳簿の写し及び政務活動費の支出にかかる領収書の写しその他の証拠書類の写しをインターネットに公開することを決定した。

さらに、今後、政務活動費の支出について疑義が生じた場合、政務活動費を使用した議員自身が客観的な資料に基づいて十分な説明責任を果たすとともに、用途の透明性を確実に担保するため、随時「政務活動費の運用指針」の見直しを実施していく予定にしている。

2 事件の経過（本件調査特別委員会の議事を除く）

日 付	内 容
平成 26 年 11 月 7 日	小林由佳議員の政務活動費の用途をめぐって、平成 25 年度分のホームページ等管理費、人件費及びポスティング・チラシ印刷・名刺代について住民監査が請求される。(1 回目)
平成 26 年 12 月 25 日	住民監査請求(平成 26 年 11 月 7 日)に対して、監査委員から、市長は、小林由佳議員に、政務活動費のうち、過払いとなっている金額相当額(2,473,387 円)及びこれに対する平成 26 年 5 月 13 日から支払済みまで、民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を平成 27 年 2 月 27 日までに請求する措置を講じるよう勧告が出された。
平成 27 年 1 月 13 日	政務活動費のうち、過払いとなっている金額相当額(2,473,387 円)を支払うよう、堺市長から小林由佳議員へ請求する。
平成 27 年 2 月 12 日	小林由佳議員から、平成 27 年 1 月 13 日に、堺市長が小林由佳議員へ請求した 2,473,387 円が返還された。
平成 27 年 2 月 23 日	堺市長が、平成 27 年 1 月 13 日に返還請求した金員に対する遅延利息 93,514 円を支払うよう小林由佳議員へ請求する。
平成 27 年 3 月 20 日	小林由佳議員から、平成 27 年 2 月 23 日に、堺市長が小林由佳議員へ請求した遅延利息 93,514 円が返還された。
平成 27 年 9 月 2 日	小林由佳議員の政務活動費及び政務調査費の用途をめぐって、平成 23 年度から平成 26 年度分の政務活動費について住民監査が請求される。(2 回目)

日 付	内 容
平成 27 年 10 月 14 日	<p>小林由佳議員の議会報告チラシ印刷代及び同ポスティング費用を政務活動費から支出していた問題について、実際には作成、配布されていないのではないかと疑惑として、10月6日から7日にかけてマスコミで大きく報道され、小林由佳議員及び当時、政策アドバイザー兼秘書であった黒瀬大議員(当時、議員ではなかったが、現堺市議会議員であるため、以下、黒瀬大議員という。)に対して、正副議長及び正副議会運営委員会委員長がヒアリングを実施した。その結果、議会報告チラシの印刷及びポスティングを発注した業者がほとんどの印刷とすべてのポスティングをしていなかったことが判明した。</p>
平成 27 年 10 月 19 日	<p>議会運営委員会において、議長から10月14日に実施した調査結果及び調査結果に基づく意見の報告、並びに大阪維新の会堺市議会議員団委員から、10月17日に実施した大阪維新の会の調査結果を報告した。</p> <p>大阪維新の会が、政務活動費の不適切な処理をめぐり、小林由佳議員に対し3箇月の党員資格の停止、黒瀬大議員に対し除籍の処分を行う。</p>
平成 27 年 10 月 21 日	<p>大阪維新の会堺市議会議員団が、政務活動費の不適切な処理をめぐり、小林由佳議員に対し3箇月の議員団活動の停止、黒瀬大議員に対し除団処分を行う。</p>
平成 27 年 10 月 29 日	<p>住民監査請求(平成27年9月2日)に対して、監査委員から以下の勧告が出された。</p> <p>(1) 市長は、小林由佳議員に、本件政務活動費等のうち、過払いとなっている金額相当額のうちチラシ印刷代及びポスティング費用等については、2,855,334円及びこれに対する費用の支出日(各領収書の日付け)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金</p>

日 付	内 容
	<p>を、また、過払いとなっている金額相当額のうちチラシ印刷代及びポストイング費用等以外のものについては、7,552,837円及びこれに対する収支報告書等の提出期限の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を平成27年12月28日までに請求する措置を講じること。</p> <p>(2) 市長は、小林由佳議員の事務・事務所費の政務活動用携帯電話代について、平成24年度分及び平成25年度分の契約状況を確認し、平成26年度分と同様に確認できなければこれらの政務調査費及び政務活動費への充当を認めず、過払いとなっている金額相当額及びこれに対する収支報告書等の提出期限の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を平成28年12月28日までに請求する措置を講ずること。</p>
平成27年10月30日	<p>チラシ印刷代及びポストイング費用等(2,855,334円)、チラシ印刷代及びポストイング費用等以外のもの(7,552,837円)を支払うよう堺市長から小林由佳議員へ請求する。</p>
平成27年11月2日	<p>議会運営委員会において、政務活動費の不適切な使用について、小林由佳議員・黒瀬大議員から謝罪・弁明の後、委員から種々質問意見があり、両議員から答弁がなされた。</p>
平成27年11月18日	<p>平成24年度分及び平成25年度分の政務活動用携帯電話代の契約状況を確認できなかったため、過払いとなっている金額相当額(108,264円)を支払うよう堺市長から小林由佳議員へ請求する。</p>
平成27年11月20日	<p>○ 議会運営委員会へ、各会派等より次の3つの決議文案が示された。</p>

日 付	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・小林由佳議員の政務活動費支出に関する刑事告訴を求める決議（案） ・政務活動費支出に係る小林由佳議員及び黒瀬大議員に対する問責決議（案） ・小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出の調査に係る決議（案）
平成 27 年 11 月 26 日	<p>議員総会において、議長から、平成 27 年 10 月 14 日に実施した調査結果及び調査結果に基づく意見を報告の後、小林由佳議員、黒瀬大議員からそれぞれの弁明が行われ、各議員から質問・意見があった。</p>
平成 27 年 11 月 30 日	<p>・小林由佳議員から、平成 27 年 10 月 30 日に、堺市長が小林由佳議員へ請求した 10,408,171 円のうち 4,058,653 円及び平成 27 年 11 月 18 日に堺市長が小林由佳議員へ請求した 108,264 円が返還された。</p>
平成 27 年 12 月 4 日	<p>本会議において、「政務活動費支出に係る小林由佳議員及び黒瀬大議員に対する問責決議」について、全会一致で可決。 （小林、黒瀬両議員は採決にあたり除斥）</p>
平成 27 年 12 月 15 日	<p>議会運営委員会において、「小林由佳議員の政務活動費支出に関する刑事告訴を求める決議」及び地方自治法第 100 条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出の調査に係る決議」について、質疑、討論が行われ、両議案とも賛成多数で可決された。</p>
平成 27 年 12 月 17 日	<p>本会議において、「小林由佳議員の政務活動費支出に関する刑事告訴を求める決議」及び地方自治法第 100 条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出の調査に係る決議」が賛成多数で可決された。</p>

日 付	内 容
平成 27 年 12 月 24 日	堺市長が、平成 27 年 11 月 30 日に小林由佳議員が返還した 4,166,917 円に対する遅延利息 425,093 円を支払うよう、小林由佳議員へ請求する。
平成 27 年 12 月 28 日	平成 27 年 12 月 24 日に堺市長が請求した遅延利息 425,093 円が返還された。 平成 27 年 10 月 30 日に堺市長が請求した 10,408,171 円のうち、平成 23 年度及び平成 24 年度の人件費 4,004,000 円、平成 23 年度から平成 26 年度までの広報・広聴費 2,345,518 円、合計 6,349,518 円の返還について小林由佳議員が異議申し立てを行った。
平成 28 年 2 月 8 日	虚偽公文書作成罪、同行使罪及び詐欺罪にあたるとして市長が提出した政務活動費又は政務調査費を詐取したとする小林由佳議員に対する告訴状を大阪府警察が受理した。
平成 28 年 3 月 17 日	平成 27 年 12 月 28 日の小林由佳議員が行った異議申し立てが棄却される。
平成 28 年 5 月 10 日	小林由佳議員に対する平成 23 年度から平成 26 年度の政務調査費及び政務活動費 6,349,518 円、並びに平成 23 年度の政務調査費 2,612,518 円に対しては平成 24 年 5 月 2 日から、平成 24 年度の政務調査費 2,359,000 円に対しては平成 25 年 5 月 1 日から、平成 24 年度の政務活動費 194,000 円に対しては平成 25 年 5 月 11 日から、平成 25 年度の政務活動費 480,000 円に対しては平成 26 年 5 月 13 日から、平成 26 年度の政務活動費 704,000 円に対しては平成 27 年 5 月 12 日から、各支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払い等を求める政務活動費等返還請求（損害賠償請求）の訴えの提起について市長から提案があり、議会が同意した。
平成 28 年 5 月 19 日	市長が大阪地方裁判所へ、平成 28 年 5 月 10 日に議会が同意した小林由佳議員に対する政務活動費等返還請求（損害賠償請求）の訴えを提起→現在係争中

3 調査の趣旨

平成 26 年 11 月 7 日に、小林由佳議員の政務活動費のうち、平成 25 年度分のホームページ等管理費、人件費及びポスティング(配布)・チラシ印刷・名刺代について、住民監査請求が提出された。人件費や広報・広聴費のアルバイト代について政務活動費を充てることができる経費として支出していることの正当性が確認できなかったという監査委員の勧告に基づき、市長が、小林由佳議員に対して、過払いとなっている 2,473,387 円の返還請求を行った。

その後、平成 27 年 9 月 2 日に平成 23 年度から平成 26 年度分の小林由佳議員の政務活動費及び政務調査費について、再度、住民監査請求が提出された。その結果、監査委員の勧告に基づき市長が小林由佳議員に対して 10,516,435 円(契約状況を確認できなかった平成 24 年度分及び平成 25 年度分の政務活動用携帯電話代の 108,264 円を含む)の返還請求を行った。特に、政務活動費及び政務調査費から支出されていた議会報告チラシ及びポスティング(配布)費用については、当時、小林議員に雇われていた黒瀬大議員も当該支出事務に関与し、実際には議会報告チラシが作成・配布されていなかった疑いがあるとして、マスコミにおいても、疑惑として大きく報道され、印刷及びポスティング(配布)依頼した業者がほとんどの印刷とすべてのポスティング(配布)をしていなかったことが明らかになった。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)を根拠に、条例、規則に基づき、堺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費及び堺市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付された政務調査費の支出について、小林由佳議員の運用及び黒瀬大議員の関与の実態を明らかにし、市議会として政務活動費及び政務調査費に関する制度又は運用のどこに問題や課題があったのかを究明する責任がある。

すなわち、今回の小林由佳議員の政務活動費及び政務調査費にかかる一連の事態については、単に業者の違法行為、又は小林由佳議員及び黒瀬大議員の問題にとどまらず、市民の負託に応え、住民福祉の向上を図る使命を有する市議会の信用を失墜させるとともに、市民の議会への信頼を根底から覆すこととなるおそれがある。よって、市議会として、地方自治法第 109 条第 1 項及び堺市議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により委員 13 人からなる小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会を設置して、当該委員会に調査を委託し、一連の事態の全容を明らかにするものである。

4 特別委員会の設置 (平成 27 年 12 月 17 日本会議で可決)

(1) 決議名称

「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出の調査に関する決議」

(2) 設置内容

地方自治法第 109 条第 1 項及び堺市議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により委員 13 人からなる「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会」(以下「本委員会」という。)を設置して、これに委託する。

(3) 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を委任

(4) 調査期限

調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

(5) 委員会の構成

委員会定数	13人	
委員長	田 淵 和 夫	
副委員長	小 堀 清 次	
委 員	淵 上 猛 志 長 谷 川 俊 英 岡 井 勤 井 関 貴 史 野 村 友 昭 芝 田 一 三 宅 達 也 池 田 克 史 (平成 28 年 6 月 9 日辞任) 野 里 文 盛 (平成 28 年 1 月 6 日辞任) 成 山 清 司 森 頼 信	黒 田 征 樹 (平成 28 年 6 月 9 日選任) 西 川 良 平 (平成 28 年 1 月 6 日選任)

5 調査事項

- (1) 小林由佳議員による政務活動費又は政務調査費（平成 23 年度から平成 26 年度分）（以下「本件政務活動費等」という。）の支出に関する次の事項
- ①ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について
 - ②チラシ印刷代、同ポスティング（配布）費用、名刺印刷代、封筒作成代、ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について
 - ③人件費、アルバイト代の支出の実態について
- (2) 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

6 委員会の開催状況

本委員会は、23 回開催し、小林由佳議員に対する証人尋問を 2 回、黒瀬大議員に対する証人尋問を 3 回実施した。なお、チラシの印刷及びポスティング（配布）等を委託した会社の実質的経営者とされる担当者の吉田誠也氏、並びに当該会社の代表者の吉田裕美子氏については、取引の実態等を把握する目的で、証人として、それぞれ 2 回出頭を求めたが、両者からは連絡なく、証言を得ることはできなかった。

回数	日程	協議内容・決定事項
第 1 回	平成 27 年 12 月 25 日（金） 16:45～	(1) 正副委員長の互選について （決定事項） 委員長 田渕和夫 委員 副委員長 小堀清次 委員
第 2 回	平成 28 年 1 月 12 日（火） 15:00～	(1) 地方自治法第 100 条に基づく調査に関する事前説明について (2) 今後の調査の進め方について
第 3 回	平成 28 年 1 月 22 日（金） 10:00～	(1) 弁護士の選任について （決定事項） 今後調査を進めるにあたり、法的助言を得るため 安生 誠 弁護士を選任 (2) 本委員会の運営にかかる申し合わせ（案）について

回数	日程	協議内容・決定事項
		(3) 小林由佳議員に対する証人尋問事項について (4) 今後の調査の進め方について
第4回	平成28年2月1日(月) 10:00~	(1) 本委員会の運営にかかる申し合わせ(案)について (2) 小林由佳議員に対する証人出頭請求について (3) 小林由佳議員に対する証人尋問の方法等について
第5回	平成28年2月10日(水) 13:00~	(1) 小林由佳議員に対する証人尋問事項(主尋問)について (2) 2月12日の委員会運営について
第6回	平成28年2月12日(金) 13:00~	(1) 小林由佳証人に対する証人尋問
第7回	平成28年3月31日(木) 14:00~	(1) 黒瀬大議員に対する証人出頭請求について
第8回	平成28年4月18日(月) 10:00~	(1) 黒瀬大議員に対する証人尋問事項(主尋問)について (2) 4月28日の委員会運営について (3) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について
第9回	平成28年4月28日(木) 13:01~	(1) 黒瀬大証人に対する証人尋問
第10回	平成28年7月28日(木) 10:00~	(1) 小林由佳証人と黒瀬大証人による証言の比較・分析について (2) 今後の調査の進め方について ・吉田誠也氏、吉田裕美子氏を証人として出頭を求めることを決定

回数	日程	協議内容・決定事項
第11回	平成28年8月18日(木) 10:00～	(1) 小林由佳議員と黒瀬大議員の証言比較・分析について (2) 今後の調査の進め方について ・吉田誠也氏・吉田裕美子氏に対する証人尋問について
第12回	平成28年10月13日(木) 10:00～	(1) 吉田誠也氏・吉田裕美子氏の証人出頭に向けた調査状況の報告について (2) 今後の調査の進め方について ①黒瀬大議員に対する証人尋問について ・黒瀬大議員に対する証人出頭請求について ・黒瀬大議員に対する証言を求める事項について ・秘密会について (個人情報に関する証言を求める部分) ②吉田誠也氏に対する証人尋問について ・吉田誠也氏に対する証人出頭請求について ・吉田誠也氏に対する証言を求める事項について ③吉田裕美子氏に対する証人尋問について ・吉田裕美子氏に対する証人出頭請求について ・吉田裕美子氏に対する証言を求める事項について
第13回	平成28年10月21日(金) 11:30～	(1) 黒瀬大議員に対する証人尋問事項(主尋問)について (2) 10月28日の委員会運営について

回数	日程	協議内容・決定事項
第14回	平成28年10月28日(金) 13:00～ (一部秘密会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会の開催経過について (2) 吉田誠也氏、吉田裕美子氏の証人出頭に向けた対応の現状について <ul style="list-style-type: none"> ① 吉田誠也氏に対する証人尋問事項(主尋問)について ② 吉田裕美子氏に対する証人尋問事項(主尋問)について (3) 11月11日の委員会運営について (4) 黒瀬大証人に対する証人尋問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問を途中、秘密会とした (5) 今後の調査の進め方について
第15回	平成28年11月11日(金) 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> (1) 吉田誠也証人に対する証人尋問 (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず。) (2) 吉田裕美子証人に対する証人尋問 (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず。) (3) 今後の調査の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ① 吉田誠也氏に対する証人尋問について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示送達の方法による吉田誠也氏に対する証人出頭請求について ・ 吉田誠也氏に対する証言を求める事項について ② 吉田裕美子氏に対する証人尋問について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示送達の方法による吉田裕美子氏に対する証人出頭請求について ・ 吉田裕美子氏に対する証言を求める事項について (4) 2月12日の証人尋問において小林由佳議員が行った証言拒絶の正当性の存否の判断について

回数	日程	協議内容・決定事項
第16回	平成28年11月25日(金) 13:00～	(1) 2月12日の証人尋問において小林由佳議員の証言拒絶の正当性の存否の判断について (2) 今後の調査の進め方について
第17回	平成29年1月17日(火) 13:00～	(1) 吉田誠也証人に対する証人尋問 (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず。) (2) 吉田裕美子証人に対する証人尋問 (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず。) (3) 吉田誠也氏及び吉田裕美子氏の不出頭に対する告発の協議 (全会一致で告発することに決定) (4) 今後の調査の進め方について
第18回	平成29年2月6日(月) 10:00～	(1) 今後の調査の進め方について ・小林由佳議員に対する証人尋問の実施について ・小林由佳議員の出頭日時について ・小林由佳議員の証言を求める事項について ・黒瀬大議員に対する証人尋問の実施について ・黒瀬大議員の出頭日時について ・黒瀬大議員の証言を求める事項について (2) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について
第19回	平成29年3月9日(木) 12:30～ (一部秘密会)	(1) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の閲覧について (記録の閲覧を秘密会とした。)

回数	日程	協議内容・決定事項
第20回	平成29年4月18日(火) 13:00～	(1) 小林由佳議員、黒瀬大議員に対する証人尋問事項(主尋問)について (2) 4月21日の委員会運営について
第21回	平成29年4月21日(金) 10:00～	(1) 小林由佳証人・黒瀬大証人に対する証人尋問 (2) 今後の委員会運営について
第22回	平成29年5月9日(火) 16:00～	(1) 4月21日の証人尋問における小林由佳証人と黒瀬大証人の証言内容の評価・検証について (2) 今後の委員会運営について
第23回	平成29年5月15日(月) 15:30～	(1) 本委員会調査報告書(案)について (2) 地方自治法第100条第1項に基づき提出された記録の返還について

7 証人尋問

(1) 証人として出頭を求めた者及び証言を求めた事項

① 小林由佳 議員

①-1 平成28年2月12日第6回本委員会(詳細は会議録のとおり)

ア 本件政務活動費等の支出に関する次の事項

(ア) ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について

(イ) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代、封筒作成代、ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について

(ウ) 人件費、アルバイト代の支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

ウ 平成27年11月2日開催の議会運営委員会及び平成27年11月26日開催の議員総会における報告、質疑応答及び配布資料の内容

※ 平成 27 年 11 月 26 日の議員総会で配布した、「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」(資料 1)の各項目について事実関係の確認を含む。

①-2 平成 29 年 4 月 21 日第 21 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

ア 本件政務活動費等の支出に関する次の事項

(ア) ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について

(イ) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代、封筒作成代、
ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について

(ウ) 人件費、アルバイト代の支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

ウ 平成 27 年 11 月 2 日開催の議会運営委員会及び平成 27 年 11 月 26 日開催の議員総会における報告、質疑応答及び配布資料の内容、並びにこれまでの当委員会の証人尋問において証言された内容

※ 平成 27 年 11 月 26 日の議員総会で配布した、「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」(資料 1)、「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について」(資料 2)及び「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について」(資料 3)の各項目について事実関係の確認を含む。

②黒瀬 大 議員

②-1 平成 28 年 4 月 28 日第 9 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

ア 本件政務活動費等の支出に関する次の事項

(ア) ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について

(イ) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代、封筒作成代、
ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について

(ウ) 人件費、アルバイト代の支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

ウ 平成 27 年 11 月 2 日開催の議会運営委員会及び平成 27 年 11 月 26 日開催の議員総会における報告、質疑応答及び配布資料の内容

※ 平成 27 年 11 月 26 日の議員総会で配布した、「黒瀬議員関係 政務活動費 広報誌印刷の支出について」(資料 2)及び「黒瀬議員関係 政務活動費 広報誌配布等の支出について」(資料 3)の各項目について事実関係を含む。

②-2 平成 28 年 10 月 28 日第 14 回委員会(詳細は会議録のとおり)
吉田誠也氏及び吉田裕美子氏の所在地及び連絡先について

②-3 平成 29 年 4 月 21 日第 21 回委員会(詳細は会議録のとおり)

ア 本件政務活動費等の支出に関する次の事項

(ア) ホームページ構築費及びホームページ維持管理費の支出の実態について

(イ) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代、封筒作成代、
ゴム印代及び携帯電話代の支出の実態について

(ウ) 人件費、アルバイト代の支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

ウ 平成 27 年 11 月 2 日開催の議会運営委員会及び平成 27 年 11 月 26 日開催の議員総会における報告、質疑応答及び配布資料の内容、並びにこれまでの当委員会の証人尋問において証言された内容

※ 平成 27 年 11 月 26 日の議員総会で配布した、「小林議員政務活動費 広報誌印刷及び配布等の支出について」(資料 1)、「黒瀬議員関係 政務活動費 広報誌印刷の支出について」(資料 2)及び「黒瀬議員関係 政務活動費 広報誌配布等の支出について」(資料 3)の各項目について事実関係の確認を含む。

③吉田誠也氏[有限会社 プライアントサービス窓口担当者]

③-1 平成 28 年 11 月 11 日第 15 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

下記の尋問事項を予定していたが、当日、出頭しないため実施できず。

再度、平成 29 年 1 月 17 日に証人尋問のための出頭を求める。

ア 小林由佳議員による政務活動費又は政務調査費の取引および支出に関する次の事項

(ア) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代に関する取引及び支出の実態について

(イ) 人件費、アルバイト代の支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

③-2 平成 29 年 1 月 17 日第 17 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

平成 28 年 11 月 11 日と同様の尋問事項を予定していたが、当日、出頭しないため実施できず。なお、この後、不出頭に対する告発を決定した。

④吉田裕美子氏[有限会社プライアントサービス代表者]

④-1 平成 28 年 11 月 11 日第 15 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

下記の尋問事項を予定していたが、当日、出頭しないため実施できず。

再度、平成 29 年 1 月 17 日に証人尋問のための出頭を求める。

ア 小林由佳議員による政務活動費又は政務調査費の取引および支出に関する次の事項

(ア) チラシ印刷代、同ポスティング(配布)費用、名刺印刷代に関する取引及び支出の実態について

イ 小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による本件政務活動費等の関与の実態について

④-2 平成 29 年 1 月 17 日第 17 回本委員会(詳細は会議録のとおり)

平成 28 年 11 月 11 日と同様の尋問事項を予定していたが、当日、出頭しないため実施できず。なお、この後、不出頭に対する告発を決定した。

※ 吉田誠也氏の出頭請求経過について

吉田誠也氏については、住民票に記載されている住所地に居住実態はなく、10 月中旬に書留郵便及び特定記録郵便で送付した平成 28 年 11 月 11 日実施の証人尋問にかかる出頭請求書は大阪市都島局管内へ転送されていたが、平成 28 年 10 月下旬に送付した委員長が行う主尋問についての郵便物は宛所不明で返送されてきた。同時に、平成 28 年 10 月 28 日の黒瀬議員への証人尋問により、黒瀬議員が直近まで連絡していたと証言した電話番号への連絡を複数回実施したが、すべて留守番電話であったため、「証人尋問日に出頭願いた

い。」との内容のメッセージを残した。しかし、本人からの連絡は一切なく、出頭を求めた日時に出頭せず証人尋問を実施できなかった。

そこで、平成 28 年 11 月 11 日の本委員会において、再度、平成 29 年 1 月 17 日に証人尋問を実施し、同時に公示送達の申し立てを行うことを決定した。その後、並行して、証人出頭請求書を、書留郵便及び特定記録郵便でも送付したが、どちらも宛所不明で返送された。同時に、電話連絡も複数回実施したが、すべて留守番電話であったため、「証人尋問日に出頭願いたい」との内容のメッセージを残した。なお、公示送達については、平成 28 年 12 月 14 日(水)に決定され、平成 29 年 1 月 5 日付で公示送達の効力が発生した。

しかし、吉田誠也氏は当日出頭せず、証人尋問を実施することができなかった。詳細な経過については、下記のとおりである。

経 過
平成 28 年 7 月 28 日(木)、第 10 回本委員会において証人として出頭を求めるとを決定する。(詳細は 第 10 回会議録のとおり)
平成 28 年 8 月 5 日(金)、出頭日の調整のため、住所地へ書留郵便により「連絡をいただきたい旨」の文書を送付する。(大阪市都島局管内へ転送されたのち不在で返送される。)
平成 28 年 8 月 16 日(火)昼、現地確認するも住所地には居住せず、別の方が居住していた。
平成 28 年 8 月 16 日(火)、郵便受けに配達され記録が残る特定記録郵便により「連絡をいただきたい旨」の書状を送付する。(転送され平成 28 年 8 月 19 日(金)に到達)
平成 28 年 8 月 19 日(金)、小林由佳議員及び黒瀬大議員に、吉田誠也氏の連絡先調査の協力要請文書を送付する。 平成 28 年 8 月 30 日(火)、協力要請に対して、両議員から回答 (小林由佳議員は、領収書に記載の住所のみしか知らないと回答) (黒瀬大議員は、弁護士の助言により個人情報なので伝えられない旨回答)

経 過
<p>平成 28 年 9 月 8 日 (木)、郵便局、税務署、マンション管理会社、小林由佳議員がプライアントサービスと広報チラシの印刷、ポスティング請負契約の債務不履行にかかる合意書を交わした際の代理人である弁護士に対して、連絡先について電話で照会する。</p> <p>(いずれも守秘義務あるいは個人情報のため答えられないとの回答)</p>
<p>平成 28 年 10 月 13 日 (木)、委員会で平成 28 年 11 月 11 日 (金) に証人尋問を行うことを決定する。(詳細は 第 12 回会議録のとおり)</p> <p>その後、議長名で証人出頭請求書を、住所地へ書留郵便及び特定記録郵便により発送する。(書留郵便は、転送されたのち不在で返送される。特定記録郵便は、転送されたのち平成 28 年 10 月 17 日 (月) に到達)</p>
<p>平成 28 年 10 月 16 日 (日)、住所地に証人出頭請求書を持参するも、事情の知らない他人が居住していたため、直接手渡すことができなかった。</p>
<p>平成 28 年 10 月 28 日 (金) から、本委員会において、黒瀬大議員から証言で得た電話番号に対して、執務日に (休日を除き毎日)、電話をかけたが、すべて留守番電話になり、「証人尋問日に出頭願いたい」とのメッセージを残した。(以後、平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人尋問日まで続けた。)</p>
<p>平成 28 年 10 月 28 日 (金) に、平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人尋問の際に、委員長が行う主尋問を特定記録郵便により送付したが、平成 28 年 10 月 31 日 (月) に宛所不明で返送されてきた。</p>
<p>平成 28 年 11 月 5 日 (土) に、郵便物が届かない状況になったため、黒瀬大議員から吉田誠也氏と家族との証言を得たため、吉田裕美子氏に対し、委員長が行う主尋問等を入れた封筒を手渡していただくよう、再度、特定記録郵便で送付し、到達した。</p>
<p>平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人尋問に出頭いただけなかったため、同日の委員会において、再度、平成 29 年 1 月 17 日 (火) に証人尋問日を設定し、同時に公示送達の手続きを行うことを本委員会で決定した。</p>

経 過
<p>平成 28 年 11 月 11 日 (金) に、証人出頭請求書を住所地へ書留郵便及び特定記録郵便により発送した。(どちらも宛所不明で返送される。)</p> <p>また本委員会において、黒瀬大議員から証言で得た電話番号に対して、2、3 日に 1 度のペースで電話をかけたが、すべて留守番電話になり、「証人尋問日に出頭願いたい」とのメッセージを残した。</p>
<p>平成 28 年 11 月 16 日 (水)、郵便物が届かない状況になったため、また、黒瀬大議員から家族との証言を得たため、吉田裕美子氏に対し、証人出頭請求書の写しを渡していただくよう、再度、特定記録郵便で送付し、平成 28 年 11 月 17 日 (木) に到達した。</p>
<p>平成 28 年 11 月 28 日 (月)、住民票に記載されている住所地を管轄する簡易裁判所で、公示送達の手続きが受付、受理された。</p> <p>なお、この後、担当裁判官及び担当書記官が決定され、必要に応じ補正した。</p>
<p>平成 28 年 12 月 14 日 (水) 付で公示送達が決まった。簡易裁判所には、平成 28 年 12 月 14 日 (水) に掲示され、住民票に記載されている住所地の市役所には平成 28 年 12 月 15 日 (木) に掲示された。</p> <p>なお、平成 29 年 1 月 5 日 (木) 付で効力が発生した。</p>

※ 吉田裕美子氏の証人出頭経過について

吉田裕美子氏については、住民票に記載されている住所地に居住しているのか、していないのかについては、オートロックマンションの 1 階の郵便受け及び部屋の前にも氏名等の表示がなく、また、インターホーンでの呼び出しについても反応がなかったため、どなたかが住んでいる様子ではあるが、当該本人が住んでいるのかどうかは不明であった。ただし、郵便物は届いている。なお、議会事務局職員が、現地に赴き平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人出頭請求書をクリアファイルに挟み込み 1 階郵便受けに投函したが、後日、なくなっていることを確認している。しかし、本人からの連絡はなく、出頭を求めた日時に出頭せず証言を得ることはできなかった。そこで、平成 28 年 11 月 11 日 (金) の本委員会において、再度平成 29 年 1 月 17 日 (火) に証人尋問を実施し、同時に公示送達の手続きを行うことを決定した。その後、並

行して、証人出頭請求書を、書留郵便及び特定記録郵便で送付したが、書留郵便については不在で返送され、特定記録郵便については配達された。その後、現地訪問も実施し、1階の郵便受けに出頭請求書の写しも投函したが、当日は出頭せず、証人尋問を実施することはできなかった。詳細な経過については、下記のとおりである。なお、公示送達については、平成29年1月6日付けで却下された。

経 過
平成28年7月28日(木)第10回本委員会において証人として出頭を求めることを決定する。(詳細は第10回本委員会会議録のとおり)
平成28年8月5日(金)出頭日の調整のため、住所地へ書留郵便により連絡をいただきたい旨の文書を送付する。(不在で返送される。)
平成28年8月16日(火)昼、住所地に赴きインターホーンで呼び出しするも反応なし。(マンション入り口でのオートロック方式で、郵便受けには氏名等の表示なし。) とりあえず、郵便受けに、「事務局に連絡欲しい旨」の文書を投函した。
平成28年8月16日(火)、郵便受けに配達され記録が残る特定記録郵便により「連絡をいただきたい旨」の書状を送付する。(8月17日(水)に到達)
平成28年8月19日(金)、小林由佳議員及び黒瀬大議員に連絡先調査の協力要請文書を送付する。 平成28年8月30日(火)、協力要請に対して、両議員から回答 (小林由佳議員は、領収書に記載の住所のみしか知らないと回答) (黒瀬大議員は、弁護士の助言により個人情報なので伝えられない旨回答)
平成28年9月5日(月)夜、住所地に赴きインターホーンで呼び出しするも反応なし。(マンション入り口でのオートロック方式で、郵便受けには氏名等の表示なし。) 郵便受けに、「百条委員会の証人としての日程調整のため連絡欲しい旨」の文書を投函した。

経 過
<p>平成 28 年 9 月 8 日 (木)、郵便局、税務署、マンション管理会社、小林由佳議員がプライアントサービスと広報チラシの印刷、ポスティング請負契約の債務不履行にかかる合意書を交わした際の代理人である弁護士に、連絡先について電話で照会する。</p> <p>(いずれも守秘義務あるいは個人情報のため答えられないとの回答)</p>
<p>平成 28 年 9 月 11 日 (日) 夜、住所地に赴きインターホーンで呼び出しするも反応なし。(マンション入り口でのオートロック方式で、郵便受けには氏名等の表示なし。)</p> <p>とりあえず、郵便受けに、「百条委員会の証人としての日程調整のため連絡欲しい旨」の文書を投函した。</p>
<p>平成 28 年 10 月 13 日 (木)、本委員会で平成 28 年 11 月 11 日 (金) に証人尋問を行うことを決定する。(詳細は 第 12 回会議録のとおり)</p> <p>その後、議長名で証人出頭請求書を、住所地に書留郵便及び特定記録郵便により発送する。(書留郵便は、不在で返送される。特定記録郵便は、平成 28 年 10 月 15 日 (土) に到達)</p>
<p>平成 28 年 10 月 16 日 (日)、住所地に赴きインターホーンで呼び出しするも反応なし。(マンション入り口でのオートロック方式で、郵便受けには氏名等の表示なし。)</p> <p>郵便受けに証人出頭請求書をクリアファイルに挟み込み投函した。</p>
<p>平成 28 年 10 月 17 日 (月)、住所地に赴きインターホーンで呼び出しするも反応なし。(マンション入り口でのオートロック方式で、郵便受けには氏名等の表示なし。)</p> <p>平成 28 年 10 月 16 日 (日) に投函したクリアファイルに挟み投函した証人出頭請求書は残っていた。</p>
<p>平成 28 年 10 月 28 日 (金) に、平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人尋問の際に、委員長が行う主尋問を特定記録郵便で送付し、平成 28 年 10 月 29 日 (土) に到達した。</p>

経 過
<p>平成 28 年 10 月 30 日 (日)、住所地に赴き、マンション 1 階の入口のインターホーンから、午後 5 時 30 分頃、呼び出したところ、中から応答があり、オートロックの 1 階入り口が開けられた。しかし、午後 6 時 20 分頃まで、玄関先のインターホーンを 4 度にわたり呼び出したが、中から一切応答がなかった。そこで、以前、1 階の郵便受けに投函した出頭請求書の写しを封筒に入れ、玄関先の新聞受けに置いたが、連絡はなかった。なお、平成 28 年 10 月 16 日 (日) に訪問した際に、出頭請求書をクリアファイルに入れて投函したが、なくなっていた。</p>
<p>平成 28 年 11 月 11 日 (金) の証人尋問に出頭いただけなかったため、再度、平成 29 年 1 月 17 日 (火) に証人尋問日を設定し、同時に公示送達の手続きを行うことを本委員会で決定した。</p>
<p>平成 28 年 11 月 11 日 (金) に、証人出頭請求書を住所地へ書留郵便及び特定記録郵便により発送した。(書留郵便については不在で返送されたが、特定記録郵便は配達された。)</p>
<p>平成 28 年 11 月 22 日 (火)、公示送達の手続きが受付、受理された。なお、この後、担当裁判官及び担当書記官が決定され、必要に応じ補正した。また、裁判所の教示により、マンション管理会社に対しての調査嘱託を申し立てた結果、賃貸借契約の有無及び居住の有無については不明であるが、管理組合に対して、賃借人としての届けが提出されているとの回答であった。</p>
<p>平成 29 年 1 月 6 日 (金)、「民法 98 条第 1 項に定める相手方の所在を知ることができないときは認められず、他にこれを認めるに足りる証明もない。」とのことで公示送達が却下された。</p>

8 記録、資料の提出

(1) 提出を求めた記録及び要求先

- ① 「平成 23 年度から平成 26 年度分の政務活動費 (政務調査費) を管理していた通帳の写し」 (小林由佳議員)

※当該通帳が、紛失されていた為、当該支出期間に対応する金融機関発行の「預金取引明細表 (流動性)」の写しの提出を受けた。

- ②「平成 23 年度から平成 26 年度分の政務活動費(政務調査費)のアルバイト代にかかる領収書の写し」(堺市長)

9 証人尋問の内容等

9-1 小林由佳議員が証言した事項、並びに証言拒絶をした尋問内容(第 1 回目)及び証言拒絶に対する協議結果

(平成 28 年 2 月 12 日第 6 回本委員会 詳細は会議録のとおり)

◎証言した事項

- (1) 小林由佳議員と黒瀬大議員の関係について(吉田誠也氏を含めた三者の関係について)

(主尋問)

- 黒瀬大議員が政策アドバイザー、秘書として勤務していた時期は、平成 23 年の 5 月から平成 27 年の 2 月までである。
- 黒瀬大議員は、政策アドバイザー、秘書の一方で、個人事業主としてオフィスコーヴァを運営しており、小林議員はこのオフィスコーヴァへ広報チラシの印刷を委託していた。
- 黒瀬大議員は、チラシの印刷及び配布の発注に関して、デザインの原案から印刷、ポスティング、全ての過程においてかかわっていた。
- 黒瀬大議員は、主に政策立案にかかわっていた。
- 黒瀬大議員は、学生時代からの友人である。
- 吉田誠也氏とは、学生時代、黒瀬大議員を介して紹介された程度である。
- 黒瀬大議員と吉田誠也氏とは、学生時代からの友人である。

(各委員からの尋問)

- ホームページの初期構築費用や管理費用について、他社との料金比較をしなかったのは、黒瀬大議員は、初当選する選挙の前から携わっており、そのとき、チラシなどもつくってもらって、出来もよかったので信頼していた。

- 黒瀬大議員の勤務実態については、メールや電話で確認していた。
- 黒瀬大議員に秘書業務を担わせると同時に、黒瀬大議員自身が経営する会社や事業に仕事を受注させて、対価をそれぞれの仕事に対して払っていた。
- 吉田誠也氏を、平成25年8月と9月にアルバイトとして雇用したのは、黒瀬大議員からの願いで決めた。
- アルバイト職員への業務の指示は黒瀬大議員に任せていた。
- アルバイト職員の勤務実態について、大まかな内容は聞いていた。

(2) 広報チラシの印刷及び配布に係る関係書類の有無等について

(主尋問)

- 資料1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」の内容について、独自調査までの認識としては、印刷枚数及び配布枚数は資料1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」のとおりである。
- 資料1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」のうち、平成23年9月16日のチラシ(維新プレス印刷代)については、実態が確認できており、取り消しはしていない。その他のものについては、実態が確認できなかったため取り消しをした。

(3) 広報チラシの印刷及び配布に関する受委託状況について

(主尋問)

- チラシの印刷、ポスティングに関しては、黒瀬大議員に一任していた。
- チラシの印刷について、オフィスコーヴァとして受注した黒瀬大議員は、調査の結果、下請に出していたということが判明した。

(各委員からの尋問)

- 平成23年7月のジーピートレーディングへのチラシデザイン及び印刷発注、代金の支払い、並びに平成24年4月のプライアントサービスへのチラシの発注、代金の支払いに際しての業者との具体的な打ち合わせは黒瀬大議員にお願いしていた。

- チラシの印刷業者とポスティング業者の選定をするに当たり、どういった業者に任せるのが一番よいのか、具体的な選定については黒瀬大議員に任せていた。
- ジーピートレーディング又はプライアントサービスが印刷管理における専門的な知識を持っていたのかどうかについては、具体的な部分というのは黒瀬大議員に任せていたので、把握していなかった。
- 黒瀬大議員が名刺やチラシ印刷の発注の際、ジーピートレーディングの誰と打ち合わせをしていたのか、またプライアントサービスの誰と打ち合わせしていたのかについては知らない。
- 吉田誠也氏とは学生時代からの友人というわけではなく、顔見知りで、紹介されたという程度であり、ジーピートレーディング及びプライアントサービスは吉田誠也氏もいる会社ということは知っていたが、その担当者が誰かというのは知らなかった。

(4) 広報チラシの印刷及び配布に関する実態について

(主尋問)

- プライアントサービスが、発注された枚数の印刷や配布を履行していなかったことは、弁護士の聞き取り調査により判明した。
- 広報印刷物をつくって配布する作業過程においては、デザインや原稿に対して、もうちょっとここをこう、色をちょっと変えてほしいとか、いつの時期かはわからないがそういうやりとりをした。
- 印刷物の一部や見本は、自宅に届けられたり、黒瀬大議員から受け取った。
- 広報チラシを印刷した枚数や配布した地域等については、黒瀬大議員のほうから大まかな内容は聞いていた。
- 弁護士のほうの聞き取り調査で、プライアントサービスの事業の悪化により、吉田誠也氏の心と体に不調が出て、お願いしていた仕事ができなかったため、支払代金については、債務不履行で返金された。

- 黒瀬大議員も、支払代金については、債務不履行を認め返金された。

(各委員からの尋問)

- チラシの印刷や配布がされていないのに、発注どおり印刷、配布されていると思ったのは、街中などで、「頑張ってるね」とか、「応援してるよ」とかいう言葉をいただいていたので、チラシを見ていただいていたのかなと思っていた。
- 自宅に届いた1万枚のチラシの紙は、A4サイズである。
- 1万枚の手配り分の大きさは、大きい段ボール程度である。
- 1万枚のチラシの活用方法は、街頭での配布やポスティングなどである。
- 街頭の配布とポスティングは、アルバイト1人、2人で行った。
- 配り切れなかったチラシは、破棄をした。
- 余ったチラシの破棄は、普通にごみとして捨てたり、具体的な詳細は忘れた部分もあるが、黒瀬氏に持って帰ってもらったということもある。
- 見本とか手配り用のチラシを、黒瀬氏から受け取った場所については、細かい記憶はない。
- 残ったチラシの枚数を考慮せず、毎回、同じ枚数を印刷していた。
- 街頭配布について、いつの分を車で配ったという詳細は忘れたが、駅頭で配ったこともある。
- プライアントサービスが、5万枚や7万枚のチラシをどのように堺市北区に配布するのか、その体制や配布システムについての具体的な説明は求めていなかった。
- プライアントサービスがチラシをどのようにして配布するのかについては、黒瀬大議員を信用して、黒瀬大議員に一任していた。

- 平成26年4月10日の印刷代、平成26年4月15日のポストिंग代に該当するチラシとして監査委員に提出した「小林よしか通信」の2014年春号に、平成26年5月以降に決定をされた役職が書かれている理由は、間違っただけのものを提出したためであり、その後、差し替えをした。
- 監査委員に資料の差しかが認められたかどうかは記憶にない。
- 監査委員に提出する資料を間違っただけのは、発行しようと思っていたものと、発行した分とを間違っただけで出してしまったからである。
- 監査委員に提出したカラー印刷のチラシについては、細かい詳細までは記憶にないが、黒瀬大議員のほうとやりとりしたと思うが、詳細については記憶にない。
- 監査委員に提出したカラー印刷のチラシを提出したのは自分である。
- 監査委員に提出したカラー印刷のチラシは、手元にずっと残っていたものか、新たにどこかから入手したものか、詳細については、記憶が曖昧である。
- 監査委員に提出した2種類のカラーチラシの印刷代と配布代を含め、発注したとおりにされていなかったものに関しては全て返金させている。
- 一度は配ったということで監査に提出した2種類のカラーチラシについても、今回の調査によって、実際お願いしたとおりの配り方ができていなかったということや1万部程度の印刷はしたがこの非を認めるということで全額返金させている。

(5) 刑事告訴について

(主尋問)

- 刑事告訴の対象としたのは、プライアントサービスの吉田誠也氏である。
- 黒瀬大議員は刑事告訴の対象としていない。
- 黒瀬大議員を刑事告訴していない理由は、自分の管理不足であり、債務不履行分の返金もされ、本人も十分反省しているからである。

- プライアントサービスの吉田誠也氏を詐欺罪で告訴している。
- 告訴状は、依頼した弁護士が作成した。
- 告訴状の内容は、依頼した弁護士との協議の中で確認した。
- 告訴状は、依頼した弁護士が、平成27年10月30日に大阪府警のほうに提出している。
- 告訴状が提出されたことは、依頼した弁護士のほうから連絡があった。
- 当該告訴が受理されたかどうかについては、把握していない。

(6) インターネット関連の政務活動について

(各委員からの尋問)

- インターネットを利活用して広報、広聴活動を行おうと決めたのは、黒瀬大議員と相談の上、最終的には自分が決めた。
- 現時点で運営しているホームページあるいはソーシャルネットワーキングサービス等は、サイバーエージェント社が提供するブログサービスを利用したアメーバブログ、グーグル社のブログスポットシステムを利用したもの、ツイッターのアカウント、フェイスブックの自分名義のアカウントの以上4つであった。
- 政務活動費に充てているのは、グーグル社のホームページで、自分ではそういった細かい部分においては疎いので、初期費用として支払ってつくっていただいた。
- 平成27年9月2日に請求された監査の結果に書かれているホームページの写しというのは、以前にあったホームページの部分で、黒瀬大議員から、残っている部分、どういうふうにとったかわからないがいただいたものである。
- プライベートの身辺報告等が主な内容になっているアメーバブログについては、ずっと過去の話なので、作成者および費用は覚えていないが、政務活動費は充てていない。

- 平成24年度から平成26年度にかけて、政務活動費を充当し、業者である黒瀬大議員に委託をしていたホームページ管理費等は、ある程度原稿を送り、その肉づけ、そこからグーグル社のホームページにアップし、あとは写真の保存などの代行の部分である。
- アメーバブログの身辺報告のような記事、例えば出産や食べ歩き、美容のようなプライベートに近い記事に関しては自分でやっている。
- 委託していたデータ管理のデータとは、写真、パンフレットといったものである。
- 委託していたドメインの管理とは、「http://kobayashi-yoshika.to-sen.jp」という以前のホームページのドメインの管理で、添付資料として印刷し、監査のときに提出しているが、平成27年度の初めまで使っていた。
- 委託していたネット上の情報収集作業とは、観光の問題、子育て支援の問題の情報を主に収集してアップするもので、細かい詳細な成果物、報告書あるいは記録は保存していない。

(7) 名刺の印刷について

(主尋問)

- 名刺の印刷発注は、平成23年5月25日から平成26年1月10日までの約2年8カ月の間に、1回当たり1,000枚で、合計1万4,000枚したと思う。
- メールアドレスやローマ字表記、ホームページアドレス、電話番号など変わるたびに再度印刷を発注していた。
- 名刺は、会合や支援者、通常の使用に使っていた。

(各委員からの尋問)

- 平成23年度に5回、平成24年度に5回、平成25年度に4回、名刺を業者に発注したのは黒瀬大議員で、最終的には自分が確認した。

- 発注、受注のやりとりをした業者の担当者は、黒瀬大議員に一任していたのでわからない。
- 平成23年から25年までの14回印刷した名刺については、いただいた名刺はちゃんと確認していた。
- 名刺の現物については、黒瀬大議員から受け取ったが、どこで、どのようにしてという細かい詳細までは記憶にない。
- 名刺の刷り直しにつながった変更は、最低4回というのは、そうかなというふうに覚えているが、細かい詳細については記憶にない。
- 配りきっていない修正前の名刺については、破棄しており、提出できない。
- 一度で破棄した最大枚数は覚えていない。
- 名刺をどのような場で、誰に渡し、どのような形で消費したのかについて、細かい詳細は記憶にないが、会合や支援者、通常の使用に使っていた。
- 変更により大量に破棄した場合にも、毎回1,000枚分の代金に政務活動費（政務調査費）を充当していたが、やむを得ない支出と考えていた。
- 名刺の修正につながったホームページのアドレス、メールアドレス、電話番号等の個々の変更について、黒瀬大議員はわかっていると思う。
- どなたにどのバージョンの名刺を配ったのかわからないので、渡した名刺を返してもらって潔白を証明するための提出というのは考えていない。また、身近な方に、私の渡した名刺はまだお持ちでしょうかというような声かけもしていない。

(8) 領収書の社名誤りについて

(主尋問)

- 名刺を発注した有限会社ジーピートレーディングが、平成23年8月30日に社名変更を行って有限会社プライアントサービスとなったにもかかわらず、平成23年10月11日から平成26年1月10日までの約2年3カ月にわた

って旧社名の領収書が発行されていたことに気づいたのは、監査請求の時である。

- 間違いだったことについて、プライアントサービスのほうから報告があり、書面を黒瀬大議員から預かった。
- 監査請求の時まで社名変更気づかなかったのは、黒瀬大議員に一任していたからである。

(9) 政務活動費(政務調査費)の管理について

(主尋問)

- 領収書添付などの作業や領収書等貼付用紙の作成は、黒瀬大議員にまかせていた。
- 堺市からの政務調査費、政務活動費振り込み口座の通帳、キャッシュカード等は、黒瀬大議員が管理していた。

(各委員からの尋問)

- 黒瀬大議員を雇用することに決めた理由は、私の初当選の選挙前のときから携わっており、印刷物、パンフレットのデザイン、文言とかをやってもらって、そういった部分にたけていると思い、信頼して雇用した。
- 勤務方法は、黒瀬大議員と相談の上決めた。
- 黒瀬大議員の給料の28万円について、政務活動費の入った口座から自分が30万円を引き出したということはない。
- 黒瀬大議員が平成23年度の給料28万円分を70%として按分して19万6,000円にしている根拠については、相談して按分も決めたかと思うが、詳細はわからない。
- 按分の結果、政務活動費で充当する30万円以外の費用についての不足分は自分から渡していた。

- ポスティング、チラシに関しては、実態が伴わなかったとして取り消しをした。携帯電話に関しては、自分はちゃんと使っており、その証明をしたが認められなかったため返金した。
- 平成23年度の事業報告書の広報紙維新プレスの配布数の約3万部、議会報告ビラの配布部数10万部ということについては、黒瀬大議員に一任していたので、詳細はわからない。
- 平成23年度事業実施報告書、平成24年度事業実施報告書、平成24年度事業実施報告書（3月分のみ）、平成25年度事業実施報告書、平成26年度事業実施報告書は、自分が作成したものではなく黒瀬大議員に任せていた。
- 平成26年9月5日付で当時の大毛議長が議員各位宛てに、「政務活動費の適正な運用について」で、「各会派及び個々の議員においては、各会派及び個々の議員で保管している平成25年度以前の領収書等の内容をいま一度精査すること、その上で政務活動費（政務調査費）として疑念等を招きかねないと判断するものがある場合は、速やかに適切な処理を行うこと」という内容で配布された文書を見た。
- 平成26年9月5日付で当時の大毛議長が議員各位宛てに配布された文書を見たが、問題ないと思い、適切な処理をしていなかった。

◎証言拒絶をした尋問内容及び証言拒絶に対する協議結果

小林由佳証人は、下記の22項目の尋問内容について、市長が小林由佳証人を刑事告訴したこと、同告訴が受理されたことを前提に、自分自身が刑事訴追を受けおそれがある事項として、地方自治法第100条第2項が準用する民事訴訟法第196条柱書中第一文前段「証言が証人又は（省略）が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。」に該当するとして証言を拒絶した。なお、地方自治法第100条第3項は正当な理由がないのに証人が証言を拒んだときは、六箇月以下の禁固又は十万円以下の罰金に処する旨を規定しており、地方自治法第100条第9項には、「議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は（省略）の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。」と規定している。よって、本委員会では、下記の22項目が民事訴訟法第196条柱書中第一文前段に該当するかどうかを判断する必要があるため、下記22項目について、小林由佳証人が証言することによって、刑事

訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあるかどうかについて判断した。本件については、一項目ごとに協議し、一部委員からは該当しないという意見のある項目もあったが、採決した結果、22 項目すべてにわたって、小林由佳議員が、当該尋問に対して証言することは、刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあり、やむを得ないとの判断をした。

(平成 28 年 11 月 25 日第 16 回委員会 詳細は会議録のとおり)

	証言拒否をした尋問内容	結果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
①	小林議員がプライアントサービスに行った調査の結果、ほとんどの配布や印刷をしていなかったとのことだが、その配布や印刷の実態についてわかったことについて (第 6 回本委員会会議録 P12-21 行～23 行)	該当する (全会一致)	P16-4 行 ～ P20-4 行
②	業者は印刷専門業者でもないが、なぜこのような印刷機械も印刷の知識も印刷の技術も持っていない会社にチラシの印刷を発注したことについて (第 6 回本委員会会議録 P18-29 行～30 行)	該当する (全会一致)	P20-5 行 ～ P21-29 行
③	プライアントサービスにポスティングも依頼することにされたが、プライアントサービスを選定されたそのポイントはどこにあったのか、また、これは黒瀬大議員とそういった話をしたのかについて (第 6 回本委員会会議録 P19-20 行～24 行)	該当する (全会一致)	P21-30 行 ～ P22-22 行
④	黒瀬大議員がジーピートレーディング及びプライアントサービスの吉田誠也氏と、これまで発注の打ち合わせをしていたということを知ったのはいつごろだったのかについて (第 6 回本委員会会議録 P21-1 行～3 行)	該当する (起立採決)	P22-23 行 ～ P23-27 行

	証言拒否をした尋問内容	結果	第16回 本委員会会議録 ページ数等
⑤	<p>小林議員が提出した政務活動費の支出報告書によると、平成24年11月29日にプライアントサービスへ5万2,000枚のポスティングを、また、平成25年3月11日に、プライアントサービスへ2回目のポスティング、5万2,000枚を発注し、代金を支払っているが、そのいずれのポスティングにおいても、それらに対応するチラシ印刷の支出項目が、二、三カ月さかのぼっても見当たらない。これらのポスティングに対応するチラシは実際に印刷されたかどうかについて</p> <p>(第6回本委員会会議録 P21-16行~24行)</p>	<p>該当する (起立採決)</p>	<p>P23-28行 ~ P27-12行</p>
⑥	<p>(小林議員が提出した政務活動費の支出報告書によると、平成24年11月29日にプライアントサービスへ5万2,000枚のポスティングを、また、平成25年3月11日に、プライアントサービスへ2回目のポスティング、5万2,000枚を発注し、代金を支払っているが、)その印刷枚数はそれぞれ何枚だったのか、どこで印刷されたのか、どのような内容のチラシだったのかについて</p> <p>(第6回本委員会会議録 P22-3行~5行)</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P27-13行 ~ P28-7行</p>
⑦	<p>(小林由佳議員が提出した政務活動費の支出報告書によると、平成24年11月29日にプライアントサービスへ5万2,000枚のポスティングを、また平成25年3月11日に、プライアントサービスへ2回目のポスティング、5万2,000枚を発注し、代金を支払っているが、そのいずれのポスティン</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P28-8行 ~ P28-24行</p>

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
	<p>グにおいても、それらに対応するチラシ印刷の支出項目が、二、三カ月さかのぼっても見当たらない。) なぜ、政務活動費の支出報告からこれらのものが抜け落ちているのかについて。</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P22-18 行～19 行)</p>		
⑧	<p>平成 25 年の 5 月、平成 26 年 1 月、そして平成 26 年 4 月の三度にわたって、それぞれオフィスコーヴァヘチラシ 7 万枚を印刷発注、これはプライアントサービスで印刷されたとしている。そして、プライアントサービスへポスティングの発注 5 万 2,000 枚手配り用として 1 万枚を受け取ったと報告している。印刷枚数 7 万枚からポスティング用の 5 万 2,000 枚と手配り用 1 万枚を差し引くと、残り 8,000 枚となる。</p> <p>1 万枚については、街頭やポスティングで使用したということであったが、この残りの 8,000 枚については、どのように使われたのかについて</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P25-16 行～25 行)</p>	<p>該当する (起立採決)</p>	<p>P28-25 行 ～ P29-18 行</p>
⑨	<p>我々駅頭で配る場合については、日にちなんかもバッティングしないように、よくそれぞれの議員と連絡を取り合って、何日の何曜日は大丈夫だろうなということで、お互いにそういった打ち合わせをしながら配る。もしこれ駅頭で配られるとした場合、厳密に言うと、大体地下鉄各出入口とかも入れたら北区内で 12カ所ぐらいあるかと思うが、人気</p>	<p>該当する (起立採決)</p>	<p>P29-19 行 ～ P33-22 行</p>

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
	<p>のある議員の場合は1回当たり1時間で150枚、いや、200枚から300枚ぐらいはけるときもあるでしょう。いずれにしても、例えば200枚、1回ではけたとしても、12カ所全部でも2,400枚程度しかはけない。しかも、もしそれだけだったとしたならば、当然誰かとバッティングをすることも。これは、昼間も配ったというようなことも考えていいのかについて (第6回本委員会会議録 P26-32行～P27-14行)</p>		
⑩	<p>三度のポスティングは5万2,000枚で、支払い代金はいずれも26万8,170円となっている。一方、平成26年の6月と9月と12月、そして平成27年3月の4回については、ポスティングは7万枚であるが、その支払い代金はいずれも26万8,170円である。5万2,000枚と7万枚のポスティングの支払い代金が同額だというのは一体なぜなのかについて (第6回本委員会会議録 P27-27行～32行)</p>	<p>該当する (起立採決)</p>	<p>P33-28行 ～ P34-21行</p>
⑪	<p>主尋問において、手配り用の1万枚や見本用の100枚を受け取っていたことに間違いないと答えられた。そこで、プライアントサービスの吉田誠也氏が印刷もポスティングもしていないという事実を知ったとき、手配り用の1万枚と見本用の100枚をどこで印刷したのかを吉田氏に問いただしたかについて (第6回本委員会会議録 P28-11行～15行)</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P34-22行 ～ P35-11行</p>

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
⑫	<p>業者の方が、あなたや黒瀬議員をだますために、あたかも受注どおりに印刷したかのように見せかけ、手配り用や見本分だけをどこかの印刷会社に外注し納品したのだとしたら、その業者の手口は非常に悪質と言わなければならない。弁護士さんを交えて、業者を追及したときに、そこまでしっかり問いただされたかについて</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P28-28 行～31 行)</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P35-12 行 ～ P36-33 行</p>
⑬	<p>1 万部の印刷物について、街頭やポスティングで配布をしたとお答えされ、街頭については、駅前というふうにお答えされました。記憶の範囲で、具体的にはどの駅か、また、ポスティングは、どのエリアあるいはどの町に配布をされたかについて</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P30-1 行～5 行)</p>	<p>該当する (起立採決)</p>	<p>P36-34 行 ～ P41-6 行</p>
⑭	<p>監査に提出されたカラーチラシ 2 種類について、2013 年冬号、2014 年の春号、新年度が始まりました、まだ決まってもない役職がどうしてここに出てくるのかということで、そのそごが出てきているが、監査のほうに間違ってお出されたものを、一体、自宅に、1 万枚くらい届けられて、何枚印刷されたものなのか、そして、いつそれが配られたものなのかについて</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P32-2 行～12 行)</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P41-7 行 ～ P42-9 行</p>

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
⑮	監査に提出されたカラーチラシの 2 種類について、このでき上がりを小林由佳議員は確認したかについて (第 6 回本委員会会議録 P32-25 行～29 行)	該当する (起立採決)	P42-10 行 ～ P43-22 行
⑯	小林由佳議員が監査のほうに提出した、このチラシのポスティングを確かに完了いたしましたという業者からの報告書ですが、2 種類を提出されております。このことは自分で認識をされているかについて (第 6 回本委員会会議録 P33-8 行～20 行)	該当する (起立採決)	P43-23 行 ～ P45-4 行
⑰	資料 1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」が配られております。平成 26 年 1 月 30 日にオフィスコーヴァ、プライアントサービスのところにあるのが、この冬号。平成 26 年 4 月 10 日の分が春号。これらについて配布完了報告書はない。ところが、平成 25 年 4 月 26 日チラシの印刷、ポスティングについては完了報告書があり、それから発注書もありとなっている。平成 25 年の 4 月 26 日のチラシ印刷代についてはなし。それから 5 月 10 日、これについてはありになっている。完了報告書はあるが、実際のチラシはありません。小林由佳議員が配布完了したとするチラシ、26 年 4 月 10 日は発行しているが、配布完了報告書については提出がない。これについては、実際にこれを配りましたとあって監査に出している 2014 年の春号の配布完了報告書は業者から受け取ってないのかについて (第 6 回本委員会会議録 P33-34 行～P34-15 行)	該当する (全会一致)	P45-5 行 ～ P46-1 行

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
⑱	<p>収支報告書は、議員として、議長宛てに提出する義務があるものです。それを提出されなくて、作成過程は黒瀬氏に任せたかもわからないが、提出のときに小林由佳議員はこの中身をチェックしなかったのかということについて</p> <p>(第 6 回本委員会会議録 P46-27 行～29 行)</p>	該当する (起立採決)	P46-2 行 ～ P46-32 行
⑲	<p>(事業実施報告書に書かれている広報紙あるいは議会活動報告のビラ等の、これだけ配りましたという簡単に項目をまとめた資料を示して)、例えば平成 23 年の事業実施報告書には、9 月 16 日から 11 月 30 日の間に広報紙維新プレスを作成し、配布数は約 3 万部、配布方法は手配り。7 月 9 日から 3 月 20 日の間には、議会活動報告のビラ、配布数は 10 万部、配布方法は手配りと報告している。ところで、その下の表は、本委員会の全員に配られている資料 1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」です。この資料 1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」の該当する年度の分を取り出して、わかりやすいように、必要な項目だけを抽出をして私が整理したものであるが、これ対比をしていただくと、わからないことがいっぱいある。例えば、広報紙維新プレスの作成 3 万部、多分一番下の平成 23 年 9 月 16 日のチラシ維新プレス印刷代、これペーパーテックという会社に発注したのですが、これは印刷部数 2,000 枚です。ところが、報告書では</p>	該当する (全会一致)	P46-33 行 ～ P48-8 行

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
	<p>3万部になっている。維新プレスの3万部と2,000枚の違いというのは、なぜこんなことが出てくるのかについて (第6回本委員会会議録 P47-9行～28行)</p>		
⑳	<p>平成24年度の事業実施報告書では、3月11日から3月20日、議会報告ビラ配布数は約3万部、配布方法は手配りと書かれているが、実際には資料1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」をご覧いただいたらわかるように、該当する支出がありません。これは一体どういうことなのかについて。</p> <p>それから、平成24年度の事業報告書、9月16日から11月30日に広報紙維新プレスを作成、配布部数は約3万部、配布方法は手配りと書かれている。この9月16日から11月30日の間の日にちに該当するのは、下に3つ書かれておりますうちの2つ目の11月29日のチラシ配布請負費の5万2,000枚。これ部数が違います。それから、これを実際に印刷をいつされたのかということが全く計上をされていません。</p> <p>それから、7月5日から2月20日にかけて議会報告ビラ、配布部数は約10万部、配布方法は手配りと報告されていますが、これに該当するのはどれに当たるのかの説明について。</p> <p>それから、平成25年度の事業報告書、5月10日と1月30日に議会報告ビラ、配布部数は約10万部、これは配布業者を用いた</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P48-9行 ～ P48-23行</p>

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
	<p>と、こういう説明をしています。これに該当するのはその下の表の平成25年5月10日の支出、ポスティング費用とかですね、1月30日のチラシ印刷代とか同じくポスティング費用とかありますから、それぞれこれに該当するのであろうと思われま。しかし、配布部数が全く違います、実際の部数と議会報告ビラ、5月10日と1月30日のは約10万部です。それが7万部としか、実際には、領収書、その他の書類はありません。</p> <p>それから、4月10日から3月30日に至るものについても、これもよくわかりませ。こういう不明な点がある。平成26年度の事業実施報告書については、議会報告を作成、ポスティングによる配布で、部数は書かれていませんでしたので、これは下の表を信用せざるを得ないですが、こういうような配布実態があった。実際にはこれ、小林議員自身、配布実態がないということで取り消されたわけですが、今、私が指摘しておりますような極めて不思議な事業実施報告書を提出されていることについて、今、私が指摘した点についての説明が可能かについて (第6回本委員会会議録 P48-10行～P49-6行)</p>		
①	平成23年度の事業実施報告書に書かれている広報紙維新プレス並びに最初に配られた資料1「小林議員 政務活動費広報誌印刷及び配布等の支出について」、この中にある維新プレスの印刷費2,000枚に照応す	該当する (起立採決)	P48-24行 ～ P50-33行

	証言拒否をした尋問内容	結 果	第 16 回 本委員会会議録 ページ数等
	<p>る、小林由佳議員御自身が議長宛てに提出をされた請求明細書という文書。この文書には、印刷、紙加工 2, 0 0 0 枚と、こうはつきり書かれています。したがって、これをもとにして、議会事務局は資料 1 のこの配布等の支出についての表をまとめたと思います。もしも、小林由佳議員が事業実施報告書を提出するに当たって、これらと比較しておられれば、事業実施報告書が誤りだということに気づいたのではないかと思うが、そういうチェックはされなかったのかについて (第 6 回本委員会会議録 P49-19 行～29 行)</p>		
②	<p>事業実施報告書と実際に支出をした領収書等の証拠書類、これに大きな差がある。維新プレスの印刷費など、その典型的なものである。そういうことについて全く気づかなかったということはあると思うが、そのことについて (第 6 回本委員会会議録 P50-24 行～28 行)</p>	<p>該当する (全会一致)</p>	<p>P50-34 行 ～ P51-13 行</p>

9-2 黒瀬大議員が証言した事項(第 1 回目)

(平成 28 年 4 月 28 日第 9 回本委員会 詳細は会議録のとおり)

◎証言した事項

- (1) 小林由佳議員と黒瀬大議員の関係(吉田誠也氏を含めた三者の関係について)及びアルバイトの雇用について

(主尋問)

- 政策アドバイザー、秘書として勤務していた時期は、平成 23 年 5 月から平成 27 年 2 月までである。

- 小林由佳議員の政策アドバイザー、秘書として務める一方で、個人事業主としてオフィスコーヴァを運営し、オフィスコーヴァは小林由佳議員から広報チラシの印刷を受託していた。
- 資料 2（黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について）の平成 23 年 8 月 12 日にチラシ印刷代金として、小林由佳議員が 8 万 7,000 円を支払った相手方である株式会社モバロットは、代表取締役を務めていた会社である。
- 株式会社モバロットで代表取締役を務めていた時期は、具体的な年月日は記憶していないが、平成 22 年から平成 27 年である。
- 小林由佳議員のチラシの印刷及び配布の受発注に関して、ほぼ全ての業務にかかわっていた。
- 政策アドバイザー、秘書としての仕事は、主に、議会に臨むための情報収集、質問、政策立案などの補助である。
- チラシの印刷の下請発注先である業者プライアントサービスの吉田誠也氏とは、学生時代からの友人関係である。
- プライアントサービスの代表者は、吉田誠也氏の家族であり、実質的な経営者は吉田誠也氏であると認識している。
- 吉田誠也氏と仕事上でのつき合いを始めたのは平成 23 年 5 月ごろで、小林由佳議員に関しての仕事上のものである。

(各委員からの尋問)

- 代表を務めていた株式会社モバロットの営業不振、業務不振に伴い、登記簿上は残っていたが、実質、撤退した状態であった。そのために個人で業を営むに当たって必要なため、平成 24 年、時期は不明だが、記憶では春ごろ、オフィスコーヴァを設立した。業務に携わっていた者は、専従で行っていたのは私だけで、まれに家族に用事を依頼することもあったが、基本、個人で行っていた。

- 株式会社モバロットの設立は、平成21年から22年だったと記憶している。目的はその当時モバロットで開発していたホームページの管理システムやその他付随する営業活動などを行うために設立した。従業員は、その時々によって前後するが、自分以外に常時二、三名の者がいた。
- モバロットは、設立当初、梅田グランドビルに事務所があり、いつまでという記憶はない。家賃は、いわゆるバーチャルオフィスというもので、ワンフロアを借りていたわけではなく、月々大体電話代行と秘書代行を含めて3万円から4万円ぐらいだった。
- 株式会社モバロットの平成22年、23年の売り上げに関しては全く記憶にない。
- オフィスコーヴァの業務内容は、制作業務、広告物作成とインターネット関連業務、タレントマネジメント業務などを目的に記載している。平成25年、26年の業務実績は、詳細な数字を失念したが、年間約100万円程度の売り上げがあった。
- オフィスコーヴァの小林由佳事務所以外の実績としては、小林事務所と同程度の他の受注もあった。
- オフィスコーヴァでは、デザイン、レイアウト作業というか、原案を形に、いわゆる版下のような形に作成するところまでを請け負っていた。
- チラシ自体の製作作業、いわゆるDTPの作業場所はおおむね自宅兼オフィスであり、機材はウインドウズのパソコンを用いて行っていた。ソフトに関してはイラストレーター、もしくは画像等を加工するのであればフォトショップというものを利用して作成していた。
- DTPの技術やデザインの技術は、このときからDTPが始まったというものはないが、独学で学んだ。
- 「よしか通信」など資料として提出されているチラシの現物については、自分が作成したもので、それらの元データも全てイラストレーター上でつくった。

- 秘書の自分が、自分の会社に注文を出すことは、小林由佳議員も了解の上でのことで、我々にはその利益相反という認識はなかった。
- 秘書、政策アドバイザーとして人件費を取りながら、みずからが経営するオフィスコーヴァに発注し、実際の業務を下請に丸投げしていたことについて、商売上、倫理的に問題があるという認識はなかった。
- チラシの内容について、委員が稚拙なデザインであると思われるなら、そのようなものかと思う。
- 配布などについて全面的に事務に携わっていたということについては、業者に対する発注という部分において全面的にかかわっていたという意味である。
- 小林由佳議員と久しぶりに再度連絡をとったのは、自分のほうから小林由佳議員に、選挙の少し前ぐらいに、「久しぶりやな」と、「最近何しているんだ」ということでメッセージを送ったところからの再会である。結果的に、その後、選挙に小林由佳議員が出馬することになったが、接触そのものがダイレクトに選挙とかかわるものではないと認識している。
- プライアントサービスないしジーピートレーディングと小林由佳議員の事務所が取引を始めるに前後して、吉田誠也氏、小林由佳議員、自分の3者で会ったことがあるかどうかは、詳細には記憶していない。3者で会ったのは、どの時期かはわからないが、かなり古い過去には3人で会ったこともあるかと思うが、明確な記憶はない。
- プライアントサービスの代表者は、現在、この件に当たり、謄本の内容等を確認しているので、吉田誠也氏の家族が代表者を務めているのを知っているが、自分は、これまで吉田誠也氏が代表者だと認識していた。
- プライアントサービスの窓口担当者吉田誠也氏と、代表者である家族、その両名と自分及び小林由佳議員の関係については、吉田誠也氏とは自分の学生時代、おおよそ20年ほど前からのつき合いで、代表者の吉田誠也氏の家族は吉田誠也氏を通じて何度かあったことはあるが、ふだんのつき合いは特にない。小林議員も吉田誠也氏と同様に、自分と20年ほど前からのつき合いであるが、自分とのつき合いの中で、小林由佳議員も何度か吉田誠也氏と会ったことはあ

るが、直接交流を持っているというようなことはないと思っている。また、代表者と小林由佳議員とは、会ったことはあるかもしれないといったおつき合いで、直接、話しをするような関係ではないと認識している。

- 業者のジーピートレーディング、あるいはプライアントサービスに関連をする登記簿の謄本のコピーに役員に関する事項というところに3人の名前が挙がっているが、自分と深くかかわっていたジーピートレーディングあるいはプライアントサービスの窓口担当者は、一番上と一番下に記載されている名前で、プライアントサービスの代表者と言われている方は、下から2番目に記載されている方である。
- アルバイト職員への業務の指示は、自分が連絡を入れることもあったが、小林由佳議員も何らかの連絡を直接とることもあった。全ての業務の指示において自分が行っていたという部分については、若干の認識違いがある。
- 小林由佳議員は、アルバイトに対する業務の指示は自分に任せていたといっているが、チラシを配布したり、ポスティングをするというようなことは、自分が決めていたのかもしれないが、最終的に合意をして、決定を出すのは小林由佳議員であり、そういった意味で、全て自分の一存で行っていたわけではない。
- アルバイトの業務内容は、街頭配布、ポスティング以外に事務所内での軽作業もしくは、小林由佳議員が不在のことが多いので、待機をお願いしていた。
- 平成25年9月の市長選挙中には、市長選に従事するため雇用から外れていたが、その間も、アルバイトに対する指示は出していた。
- 市長選挙期間中に、アルバイトにどのような業務をさせていたのか、具体的に記憶にない。
- 市長選挙期間中も雇用し、働いていたアルバイトもいたと記憶している。
- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求に対する監査結果で、広報広聴費のアルバイト代の支出状況について、B氏、C氏、D氏というふうに記載をされているが、これらの方々がチラシの配布に当たったと考えてよい。

- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求の平成26年12月2日の関係人調査当日に追加提出したB氏及びC氏にかかわる勤務状況についての平成26年2月分のカレンダーの中の、「○、ボ長曾根」等の文字について自分が書いたかどうかの判別は難しいが、これはポスティングを意味するものだと思う。また、長曾根、中百舌鳥とか、赤畑とか、百舌鳥、あるいは中百舌鳥、梅北というのは、町名、地域名ではないかと思う。
- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求の平成26年12月2日の関係人調査当日に追加提出したB氏及びC氏にかかわる勤務状況についての平成26年2月分のカレンダーの中の、右上に書かれている氏名は、おそらくB氏、C氏だと思う。
- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求の平成26年12月2日の関係人調査当日に追加提出したB氏及びC氏にかかわる勤務状況についての平成26年2月分のカレンダーは、小林由佳議員が保管していたものである。
- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求の平成26年12月2日の関係人調査当日に追加提出したB氏及びC氏にかかわる勤務状況についての平成26年2月分のカレンダーは、小林由佳議員が保管していたものだが、私が全く関知していなかったカレンダーではなく、配布した行動を確認するという意味で、このカレンダーに記載するようB氏及びC氏に指示したと記憶している。また、記載はB氏、C氏、またその報告を受けた自分が記載したものである。
- 平成26年11月7日に提出された住民監査請求の平成26年12月2日の関係人調査当日追加提出したB氏及びC氏にかかわる勤務状況についての平成26年2月分のカレンダーを監査委員に提出したのは、平成26年の監査のときだったが、アルバイトがいた実態を何か示すもの、メモでもいいからないのかというようなことを事務局に助言いただき探していたところ、小林由佳議員のところにこれが保管されていたので提出した。
- アルバイト3名のうち、B氏、C氏は小林由佳議員の友人、D氏は該当の業者で自分の古くからの友人である。

- 小林由佳議員が、B氏、C氏と顔を合わす機会があったと思うが、D氏の雇用期間は、小林由佳議員が産後休暇で休んでいる間の雇用になるので、その間はもしかして1回も会っていない可能性はある。
- 平成26年2月、C氏について賃金の支払いがないのは、C氏に関しては出勤日数が少ないので、2カ月分、3カ月分まとめて支払いをしていた。恐らく、2月分、3月分をまとめて3月に支払ったのではないかと思う。

(2) 広報チラシの印刷及び配布に係る関係書類の有無等について

(主尋問)

- 資料2の「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について」の内容について、政策アドバイザーとしても株式会社モバロットの代表としても、印刷枚数、チラシの現物の有無、発注関係書類の有無、納品関係書類の有無は資料のとおりである。
- 小林由佳議員の政策アドバイザー、秘書として、広報チラシの配布等の事実上の発注者として印刷枚数、チラシ現物の有無、発注関係書類の有無、納品関係書類の有無については、資料3の「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について」に記載のとおりである。
- 平成26年6月30日、同年9月30日、同年12月22日及び平成27年3月13日のポスティングについて、配布枚数が小林由佳議員7万枚、私が5万枚と説明しているが、私としては、五万数千枚だったと記憶しており、印刷枚数が7万枚なので、小林由佳議員が数字を混同したのではないかと考えている。

(各委員からの尋問)

- 平成26年6月30日、同年9月30日、同年12月22日及び平成27年3月13日分の7万枚の印刷とポスティング5万数千枚の差数のチラシは小林由佳議員のところに届けられたと認識している。
- 資料3「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について」及び資料2「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について」の按分率は、小林由佳議員と話し合いの上決定したものと記憶している。

- 資料3「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について」及び資料2「黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について」の按分率の変化は、内容を改めて見直して、決定プロセスに関しては詳細に記憶していないが、他の議員の出されている按分率というのも参考にした。

(3) 広報チラシの印刷及び配布に関する受委託状況について

(主尋問)

- 印刷は下請に出しており、委託先はプライアントサービスのみである。
- 平成24年11月以降は、印刷は個人事業であるオフィスコーヴァに小林由佳議員の了解を得て受注していたが、選定の理由は特にない。また、チラシの配布は知人が経営していたプライアントサービスに発注したが、自分の知人の業者であり、小林由佳議員に勧めた。
- プライアントサービスが自社で印刷をしていたかどうか、チラシの見本や手配り相当分がどこで印刷されていたのかについては把握していない。
- 知人が行っている会社なので、チラシの印刷をプライアントサービスに下請に出した。
- プライアントサービスに対して代金の支払いを行っているポスティングに対応するチラシ印刷については、平成24年11月29日に関しては5万枚、平成25年3月11日に関しては3万枚と記憶している。

(各委員からの尋問)

- チラシの印刷について、オフィスコーヴァから下請に出したことについては、自分自身が印刷を行うわけではないので、小林由佳議員が認識していても全くおかしくはないと思っている。小林由佳議員が全く認識していなかったということであれば、認識の違いで間違いないと思うが、捉え方の違いぐらいのものかなと思っている。小林由佳議員が委託した先について、「私はよくわからないと、詳しく話聞いてないし、私ようわからんということで、認識しておりません」といったのであれば、そのとおりだと思う。

- あくまでも小林由佳議員の承認、了承に基づいて業務を発注するので、自分と小林由佳議員の間ではやりとりはあった。ただ、実際の実務に関する部分で、自分が全て行っていた。
- 小林由佳議員から印刷の業者選定、あるいはポスティングの業者選定、手配を一任されるようになったのは、「任せるわ」ということで任せていただき、小林由佳議員当選後の平成23年5月から、平成27年当初までである。
- ポスティングについては、自分が以前から知っていた方がしている会社、ジーピートレーディング、もしくはプライアントサービスを小林由佳議員のほうに勧めて了解を得た。印刷に関しては、自分が受けている部分とジーピートレーディングが受けている部分と、株式会社モバロットで受けているとき、オフィスコーヴァで受けているときとあるので、確認、了承というのは、どのタイミングでどうしたのかは記憶にないが、基本的には都度了承を得てから発注しているものと思っている。
- 小林由佳事務所がジーピートレーディングと取引を始める時点、あるいはオフィスコーヴァが取引を始める時点においてジーピートレーディングの持つ設備またはスキルなどの詳細に関しては把握してなかった。
- 平成26年に、もう一つ前に出された小林由佳議員の住民監査請求(平成26年11月7日付請求)の名刺代の領収書等にかかわる部分で、代表者として家族の名前で文書を出され、そのときに謄本等拝見して代表者を把握したが、そのときに自社でチラシの印刷をしていなかったということは把握していない。
- プライアントサービスの住所が、マンションまたは団地の中で、印刷の機械を動かすことができるものかどうなのか、特にそのあたりも考えていなかった
- 印刷データは、ジーピートレーディング並びにプライアントサービスの吉田誠也氏と会ったときにデータを持ち込むという形で渡していた。
- プライアントサービス社の窓口担当者が古い友人である吉田誠也氏であるということは、小林由佳議員には伝えた。

- プライアントサービスが印刷の専門的なスキルを持つのか、設備を持つのかということに関しては承知していない。

(4) 広報チラシの印刷及び配布に関する実態について

(主尋問)

- 昨年10月ごろ(平成27年10月頃)の弁護士の聞き取り調査に伴い、自分も聞き取りをした。その際、業者が印刷及び配布を受注どおりしていなかったということが判明した。
- プライアントサービスは受注された仕事の履行をしていなかった。その件は、小林由佳議員が平成27年に監査(平成27年9月2日付請求)を受ける中、調査を行ったため判明した。
- プライアントサービスが受注した印刷や配布をほとんどしていなかったが、配布や印刷の実態については、当時、知らなかった。
- プライアントサービスは、弁護士の聞き取り調査において、受注した仕事が完了していなかったということを認め、昨年の11月ごろ(平成27年11月頃)に返金が済んだ。
- オフィスコーヴァを経営していた自分も、印刷の受託事業者として小林由佳議員に対して債務不履行があり、返還債務があることを認め、小林由佳議員に返金は済んでいる。
- 広報チラシを印刷した枚数や配布した地域、枚数、その内容等については、小林由佳議員に対しては、「配布が終わったよ」という程度の口頭による報告であった。
- プライアントサービスに発注した印刷業務及び配布業務の履行の確認については、業者からの口頭での報告をもって履行確認していた。口頭での確認の方法については、電話もしくは会ったときに、本人の口頭、言葉により確認していた。

(各委員からの尋問)

- 平成26年にも、チラシの配布についての内容の監査請求(平成26年11月7日請求)が行われたが、そのときは、まさかそういったことがあると思わず、全く確認していなかったことが今回このような事態に大きく広がった。
- 業者が履行しているかどうかの確認の調査をしなければいけないという判断は、小林由佳議員と自分の双方の話し合いで決めた。
- プライアントサービスの債務不履行の事実については自分の口から小林由佳議員に、どのタイミングかは失念したが伝えた。小林由佳議員は、大変驚いていた。
- プライアントサービスの債務不履行について、小林由佳議員に与えた大変大きな責任があると感じるとともに、市民に対して、大変申しわけなく、並びに不信感を与えたことに関して、堺市議会、堺市の皆様全体に対して大変申しわけないという思いがある。
- プライアントサービスに7万枚のチラシを保管するスペースがあったのかどうかという認識はなかった。
- 1万枚のチラシは、どこからというのはわからないが、小林由佳議員の自宅に、吉田誠也氏より届けられたと記憶している。
- 1万枚の手配り分は何回手配り分として印刷されたか認識していない。
- 1万枚が届けられるときは、自分はタッチしていなかった。
- 印刷枚数は、自分と小林由佳議員が協議して決定したが、最終的な決定権は小林由佳議員であり、その数字を提案等々したのは自分であるが、決定は、小林由佳議員ではないかと考えている。
- 印刷枚数は、自分の提案した数字に対して、小林由佳議員のほうで、じゃあ、それでいこうということで決定した。

- 配布枚数について業者と議論があったのは、自分も記憶しているが、印刷枚数に関して業者から何かこれだけの枚数必要だという提案があったというようなことは記憶していない。
- 一回の印刷で、一番マックスで印刷したのは、7万枚である。
- 4月の中ごろに出した自分の市政報告の印刷枚数は、記憶していないが、2,000枚程度だった。
- 監査に当たって、聞き取り調査を行った際、債務不履行の理由として不安障害があったということも、同時に伝えられたと記憶している。証拠として提出されている診断書などは、弁護士さんを通じて見た。
- 吉田誠也氏の診断書を発行された医師とは面識はない。
- 吉田誠也氏に対する聞き取り調査は、弁護士1人で行った。
- 聞き取り調査の中身については、自分や小林由佳議員がまとめて、これはぜひ聞いてほしいということを弁護士と相談の上、それに基づいて弁護士さんが聞き取り調査を行ったが、聞き取り調査に入るまでに弁護士さんに事前の打ち合わせ、大体の流れの説明を行い、それに基づいて弁護士のほうで質問をされたという認識である。
- 吉田誠也氏が不安障害に罹患していたという話も弁護士さんを通じて聞いた。
- 不安障害については、弁護士との聞き取りの中で本人が述べたことであり、自分としては、それ以上のことは、一切触れていない。吉田誠也氏は、自分を含め周りの人にそのことは基本的に隠していたと聞いている。
- 吉田誠也氏が、なぜ1万100枚だけを発注して、7万枚の発注はしなかったのかについては、聞き取り調査の中で、当時経営していた事業の不振、それとともに、精神疾患に罹患したことにより、業務を履行できなかったというような答えをいただいた。

- 弁護士の聞き取り調査で、こういった状況がわかった後で、クライアントサービスの現代表者に対して聞き取り調査や確認は行っていない。
- 駅頭、街頭での配布ということに関しては、自分は、ほとんどそういったものには参加していなかった。何度か駅頭でのチラシ配布などの活動には参加したが、それがこのものの配布であったかどうかということに関しては記憶がない。
- 手配り分というか、余ったチラシは、何のチラシかはわからないが、小林由佳議員より引き取り処分したこともあった。
- 確かに1万枚なのかと、中身がその該当のチラシなのかはわからないが、余っているものとして、小林由佳議員に持って帰ってほしいと、処分を頼まれたことはあった。
- 自分が持って帰ったとしているのは段ボールの箱であったと記憶している。
- 駅頭での配布活動にはほとんど参加しなかったが、わずかではあるものの、中百舌鳥、新金岡、北花田の各駅での街頭活動に参加した記憶はある。ただ、これがその小林由佳議員の独自によるものであったのか、会派による駅立ちだったのかというところは記憶にないが、そういったものに参加してお手伝い、ピラ配り等をした記憶は何度かある。
- 駅頭での配布に際して、小林由佳議員が、全てにいたかどうかは記憶にないが、いたときも、いなかったときもあったのではないかと思う。
- 北区の北花田の活動などの際に、池田議員がいたかどうか、明確な記憶はない。
- 政党の活動なのか、あるいは小林由佳議員個人の活動なのかは別にして、街頭で、市政報告書、あるいは党のピラ等を配布したと記憶している。
- 駅頭活動の際、配布したものに、自分が作成に携わった「小林よしか通信」が入っていたのではないかと記憶している。

- 中百舌鳥、新金岡、北花田の3駅のいずれかの駅の中で、自分が作成に携わった「小林よしか通信」を配布した。
- チラシは、北区全域に配布、ポスティングするよう依頼をした。
- 配布区域については、業者の方とは、北区内であればいいので、北区内全域であれば構わないので配ってくださいというふうに伝えた。
- 平成26年11月に小林由佳議員が住民監査請求(平成26年11月7日付請求)を受けたとき、当時、小林由佳議員が監査委員に提出した文書、あるいは説明の資料については、どのような文書を提出したか承知してないが、常々小林由佳議員と意見の交換はしていた。
- 平成26年11月26日付で小林由佳議員が監査委員に提出した住民監査請求(平成26年11月7日付請求)に係る関係人調査について回答という文書の作成について、文書の1番のホームページの管理料及びという、金額が高いという指摘の部分に関しては関与した。
- 平成26年11月26日付で小林由佳議員が監査委員に提出した住民監査請求(平成26年11月7日付請求)に係る関係人調査について回答という文書の作成への関与の状況について、詳細には記憶してないが、読むと、請負業者のオフィスコーヴァという目線に立ったような文章かなとも思うので、自分がつくっていても全く不思議ではない。自分以外につくり得る人がそんなにいるとは思えない。明確につくったと断言できないが、このような意見の文章をつくって小林由佳議員に送ったことはある。
- 平成26年4月10日付の領収書に該当するチラシ、「小林よしか通信」2014年春号は、つくった時期に関しては記憶にないが、自分がつくったものである。
- 差しかえされたデータの分は、チラシとしては採用されず、印刷はされなかった。

- 間違ったチラシは、平成26年の春号として、5月もしくは6月ごろに配布する、一応の案としてつくったものではないかと思うが、それがデータだけなのか、チラシのサンプル程度のものかかわからないが、それが残っていたと認識している。
- 平成26年11月の監査請求の際に、証拠資料として監査委員に提出した「小林よしか通信」の2014年の春号、2013年の冬号のチラシを、監査に当たって用意したかどうかについては、幾つかのチラシがあり、小林由佳議員がみずから保管しているものと自分が保管していた数点を、それぞれ持ち寄って提出したので、自分が用意したものかどうかという記憶はない。
- 監査委員に提出したチラシは、誰が持ってきたのか記憶にないが、サンプルでつくったものなのか、データであったものを出力したのかかわからない。
- 監査委員に提出した「小林よしか通信」春号、冬号は、コピーだったのではないかなと思うが、詳細に記憶してないので、コピーだったか、実物であったかというのは現時点で把握していない。
- 計算上は、7万枚からポスティング用5万2,000枚を引いて、さらに手配り用1万枚を差し引くと、残りは8,000枚になるが、自分が7万枚の印刷を発注し、プライアントサービスで約5万2,000枚のポスティングを受注し、残りのものに関しては、全て小林由佳議員の家に届けられたと認識している。ただ、小林由佳議員がそれを1万枚と、業者も約1万枚届けたというように、数のそごが出てくることについては、詳細な数に関して把握していないが、残ったものは全て小林由佳議員の家に届けられたと思っている。
- 納品は、正確な数字であれば、ポスティングの1万枚と、残りの8,000枚と見本の100枚が納品されなければいけないと思う。
- 業者や小林由佳議員は、1万枚納品した又は受け取った。また、100枚の見本を受け取った。ということで、1万8,000枚とはどこにも出てこないが、どうしてそういうことになっているのか、わからないが、小林由佳議員、業者とも、お互いが約1万枚程度だったと認識していたので、そう答えたのではないかと思う。

- 発注した段階では7万枚印刷し、5万2,000枚、何枚かを配布、残った分を届けてくれるようにというような注文をしている。それが実際、何枚届けられて、小林由佳議員がそれをどのような確認をしていたのかということは、わからないので答えはできない。
- 7万枚の印刷物の発注はした。
- 駅頭配布の時間帯については、記憶にない。
- 議員総会で、プライアントサービスが実際に印刷業務を請け負った先に、証拠の書類が残っているかどうかについては、刑事告訴の関係で孫請からの協力が得られないので難しいと答えたが、現状も変わらない。また、孫請業者との接触はその後行っていない。
- 孫請けからのデータを、現在もらえないということは、どこか下請けに出していたということの認識を持っているかどうかは別にして、自分がそのデータを取得するのは、プライアントサービス社からしかないので、プライアントサービス社から協力が得られなければデータを入手できませんという答えである。
- プライアントサービスが印刷機械を持っていることを把握したのは、昨年(平成27年)の弁護士等の聞きとりの時点で把握したと記憶しているが、それまであえて確認するようなことはしていなかった。
- 手配り用の1万枚について、ポスティングをどの地域にしたかは、承知していない。
- 委託した5万2,000枚のポスティングにかかわっていたが、小林由佳議員が日ごろ行う活動のポスティングには関知していない。

(5) 刑事告訴について

(各委員からの尋問)

- 昨年の監査(平成27年9月2日付請求)で、さまざまな問題が発覚した時点で、小林由佳議員に対して口頭で申しわけないと、大変迷惑をかけているという旨を伝えた。小林由佳議員がそのあたりを理解し、酌み取って、自分を刑事告訴の対象としなかったという点は感謝している。

○ 4月14日付で当委員会の委員長宛に提出した文書で、小林由佳議員との共犯として刑事責任を追及されるおそれが否定されないと記載しているが、その文面は、弁護士のアドバイスを得て作成し提出した文書である。こういった事案では、小林議員と共犯として取り扱われる可能性が非常に高いというアドバイスを受けてのものである。

○ 4月14日付で当委員会の委員長宛に提出した文書にある刑事責任の内容はわからない。

(6) 名刺、封筒の印刷及びゴム印代について

(各委員からの尋問)

○ 平成23年度に5回、24年度に5回、25年度に4回、計14回、1回当たり1,000枚で、計1万4,000枚、これは確実に印刷され、全て現認している。

○ メールアドレス、ホームページアドレス、電話番号の変更であるが、ローマ字表記という部分の変更は記憶にない。

○ 名刺の印刷代、封筒の作成費、ゴム印代、これらについての発注を行った。

○ 発注先の業者を選んだ理由については、封筒作成に関しは、自分のつき合いがあった企業に作成を依頼したが、その他に関しての選定プロセスに関しては記憶していない。

○ ゴム印は、振込用紙だけで相手先の業者がどのような業種であるのかわからず、領収書もないという処理の仕方、封筒作成はイグネットという会社、会社の概要を見たら、印刷をしているような業者じゃないように思われ、知り合いということで出したが、それらの行為というのが、政務活動費の市民への説明責任をきちっと果たしていくという立場からは、少しもとるといわれるのであれば、当時は、この領収書ないし支払い明細の添付で足るということであったが、そのことで市民に全てが明確に伝わるかといわれると、伝わりにくい部分もあると感じている。

○ 名刺の原案については自分が作成し、それを業者に渡し、印刷できた成果物を自分が受け取り、小林由佳議員に渡したと記憶している。

- 名刺印刷、あるいはポスティング、チラシの印刷等については、ずっと、かつての友人だけに発注していた。
- 名刺の変更について、変更されたことを証明できるものはなく、証言できる人物はいない。

(7) 領収書の社名誤りについて

(各委員からの尋問)

- ジーピートレーディングは平成23年8月30日に社名変更し、もともとの領収書の日付が左下にあったものが、平成25年度、名刺印刷代2万6,250円の4枚分のジーピートレーディングの手書きの領収書の日付が右上にある理由については、わからない。
- ジーピートレーディング社並びにプライアントサービス社が領収書の様式を変更した理由についてはわからない。
- 平成26年度に自分が政務活動費のときに出したプライアントサービスのポスティングの領収書がどのタイミングで変わったかについては把握していないが、大阪市都島区に移転したのは知っている。
- ジーピートレーディング並びにプライアントサービスの印鑑、押印をしたことはない。
- ジーピートレーディングとプライアントサービスの入りくりについて、ジーピートレーディングとプライアントサービスはそれぞれ独立して存在する会社だと思っていた。
- ジーピートレーディングとプライアントサービスは、業務を受けられる側の都合で会社を使い分けられているものと思っていた。
- 差し替えについては、ジーピートレーディングがプライアントサービスに社名変更したものだということが判明し、そうであればジーピートレーディングの領収書というものが無効になるのではないかとということで、業者に連絡し、差しかえを求めた。

- 平成26年11月18日付けのプライアントサービスの差し替え分の領収書に添付されている「おわびと訂正」の住所は、平成26年監査(平成26年11月7日付請求)のときにジーピートレーディング並びにプライアントサービスの登記簿謄本を確認したと記憶しているが、その時の事業所は西宮であったので、登記内容に合わせて書かれた結果ではないのかと思う。
- お詫びと訂正の文書のプライアントサービスという社名の印の下の手書きの個人名は、ジーピートレーディングもしくはプライアントサービスの実質的代表者であります吉田誠也氏に記載をお願いしていただいたものであるが、吉田誠也氏が書いたか、当該代表者本人が書いたかはわからない。
- 差し替えの際、ワープロか何かで作成され、その下にゴム印が押してあり、その下に署名が自筆かどうかはわからないが手書きされている文書に、特に疑問を感じない。
- 領収書が旧社名による誤ったものだと気付いたのは、平成26年度の監査(平成26年11月7日付請求)を受けるに当たって、プライアントサービス社の登記簿謄本を見て、8月何日かに登記内容が変更されていたということに自分が気づいた。

(8) 政務活動費(政務調査費)の管理及び領収書について

(各委員からの尋問)

- 平成23年度の給料分の領収書11枚は、私の手書きである。
- 5月25日付、平成23年度の名刺デザイン料及び印刷代、有限会社ジーピートレーディングの発行した領収書については、似ていると言えば似ている、違うと言われれば違うので、記憶にはないが、領収書自体、自分が手書きにて作成し、記入し、持って行って判を押してもらったので、詳細にはわからない。
- 平成23年7月4日付、チラシデザイン料及び印刷代、ジーピートレーディングの発行した領収書については、自分の字ではない。
- 平成23年度、名刺印刷代、2万6,250円の4枚分、ジーピートレーディングの発行した領収書については、自分の手書きではない。

- 平成23年度、アルバイト代で3枚分の領収書については、自分の手書きではない。
- 平成23年度、アイパッド代金、8万4,580円の領収書については、自分の手書きではない。
- 平成24年度、給料分の領収書12枚は、自分の手書きである。
- 平成24年度、名刺印刷代4枚の領収書は、自分の書いたものと違う。
- 平成24年度、配布されたかどうかも話題になっている分、チラシ印刷請負費20万円、チラシ配布業務請負費26万1,870円、プライアントサービスから発行された領収書については、左については、自分の字で、右手のほうは、プライアントサービスの関係者の方が書いたものである。
- 平成25年度、名刺印刷代2万6,250円、ジーピートレーディング発行の4枚分の領収書については、自分が書いたものではない。
- 平成25年度、ポスティング費、プライアントサービスが発行した2枚分の領収書については、自分の字ではない。
- 平成23年度の名刺印刷代の訂正分として出した、プライアントサービスのほうから出された3枚分の領収書は、自分の手書きではない。
- 平成25年6月27日付、データ復旧のバックアップ費用の領収書は、記入した記憶はない。
- ジーピートレーディング、旧社名での名刺代の領収書は、支払いのたびに、都度、1枚ずつ発行されたものである。
- ジーピートレーディング、旧社名での名刺代の領収書については、自分の目の前で発行されたことや発行されたものが届けられたことがあった。

- ジーピートレーディングということで名刺の印刷代の領収書を受け取った相手方、それからプライアントサービスということでチラシの配布等の請負、あるいはポスティング費の領収書を発行したのは同一人物である。
- 11月2日の議会運営委員会と11月26日の議員総会で、人件費の領収書とプライアントサービスの領収書について、同じ筆跡ではないかと聞かれた際、11月2日の議会運営委員会では、「そういうふうには思わないけどわかりません。」と答え、11月26日の議員総会のときには、「業者の領収書の宛名、金額等を記載することもあり、私を書いたものであろうと思う。」と、答えが変わった理由は、11月2日の議運では、出されたものに関して、そう思わなかったもので、そう答えたと思うが、改めてよく見ると、この示された2枚の領収書に関しては、確証はないが、自分の字である。
- 領収書の貼付用紙は、自分が作ったものである。
- 自分と業者が軌を一にして、手書きから領収書の様式を変更し、記載方法が共通しているとのことであるが、プライアントサービスの領収書に関しては、プライアントサービスで用意したものである。
- アルバイトの賃金の支払い及び政務活動費上の事務処理は、自分がやっていた。
- 市から振り込まれた政務活動費の足りない部分に関しては、小林由佳議員が補うような形になっていった。

(9) その他

(各委員からの尋問)

- 市民の皆様に対しての説明責任は、当初からきちりとしていきたいと考えているが、まだしていない。短い文章ではあるが、一言おわびの文ということで入れたチラシをつくって配布している。それとは別に改めてきちりとして説明をする場をつくっていく必要があると考えている。
- ホームページ、インターネット、SNS等で、今回の問題を受けての説明はしていない。

- 大阪維新の会の調査委員会で、自分が除籍、小林由佳議員は党員資格3カ月停止という処分の差については、橋下徹代表による調査の場で、異議もしくは意見を言ったが、そのような決定が下されたことは大変残念に思っている。
- 大阪維新の会の調査の段階では弁明をしたが、後に大阪維新の会の処分について、弁明等はしていない。
- 小林由佳議員は、今回の業者の債務不履行がずっと行われていたことに一切関知も関与もしていなかったということで間違いない。
- 11月の議員総会で、小林由佳議員は議会での総点検確認の時、指示をしたが、確認が不十分でこのような事態になったというふうに答え、自分はそういった指示はなかったと記憶していると答えたが、その件に関しては、確認の度合いに対する認識の違いが小林由佳議員と自分との間であったと思っている。小林由佳議員からの指示は、全ての領収書を繰り直して、しっかりと、全部チェックしろというほどの厳しいものではないと受け止めていた。
- 自分の堺市における居住歴は、平成27年1月、正月明けぐらいから堺区のほうに在住しており、その後3月に西区に移転した。
- 当時の議長の政務活動費の適正化のため、各議員に対して、再点検をやるよというメールは、事務局から小林由佳議員に対するメールは全て同時に受信していたので、見ていたと思うが、さほど重く受けとめておらず、認識が欠けていた。

9-3 小林由佳議員及び黒瀬大議員の証言内容(第1回目)の比較・分析

9-3-1 相違点

- (1) チラシの街頭配布、ポスティング及び事務所内での軽作業を任せていたアルバイト職員への業務指示について、小林由佳議員は黒瀬大議員に任せていたとこのことであるが、黒瀬大議員は、すべての業務において自分が指示をしていたという認識はなく、小林由佳議員も直接連絡を取ることもあり、最終的に決定を出すのは小林由佳議員であったということを主張している。

- (2) 小林由佳議員は、チラシの印刷業者とポスティング業者の具体的な選定については、黒瀬大議員に任せていたとのことであるが、黒瀬大議員は、業者選定の都度、小林由佳議員の了承を得ていたとのことである。
- (3) 平成26年6月30日、同年9月30日、同年12月22日及び平成27年3月13日の広報チラシの配布枚数について、小林由佳議員は7万枚、黒瀬大議員は5万数千枚と主張している。
- (4) 小林由佳議員は、自宅に届けられたチラシについて、1万部を前提とした委員からのチラシの紙サイズ、全体の大きさ、活用方法の質問に対して、A4サイズ、大きい段ボール、街頭での配布やポスティングと証言しているが、黒瀬大議員は、業者には配布した残りはすべて小林由佳議員に届けるように指示をしていたので、7万部から5万数千枚を引いた残部が届けられていると認識していたということである。
- (5) 小林由佳議員は、印刷物の一部や見本は、自宅に届いたり、あるいは、黒瀬大議員から受け取ったと証言しているが、黒瀬大議員は残りのチラシが届けられるときは、吉田誠也氏から直接届けられて自分は関わっていないと証言している。
- (6) 小林由佳議員は、広報チラシの印刷枚数や配布地域等については、黒瀬大議員から大まかな内容を聞いていたとのことであったが、黒瀬大議員は小林由佳議員と協議し、小林由佳議員が決定したとの発言をしている。
- (7) プライアントサービスの窓口担当者が吉田誠也氏であることを小林由佳議員は知らなかったとしているが、黒瀬大議員は伝えたという認識を示している。

9-3-2 疑問点

- (1) 黒瀬氏は、小林由佳議員の政策アドバイザー、秘書として勤務している平成24年春ごろに、制作業務、広告物作成、インターネット管理業務、タレントマネジメント業務を目的にオフィスコーヴァという個人事業を立ち上げ、この自分が経営している事業に小林議員のチラシのデザイン、レイアウト、印刷やホームページの作成などの業務を発注し、秘書としての役割と自分が経営している事業の役割が不明確で、特に印刷については、すべてを知り合いの業者に丸投げをしており、下請けに出した業務の履行確認も不十分であるなど、なぜ、

オフィスコーヴァに発注しなければならなかったのか、疑問がある。

- (2) 小林由佳議員も黒瀬大議員も、プライアントサービスに対する聞き取り調査は弁護士が行ったことであると証言しているが、黒瀬氏は、証言の中で、一部、自分も聞き取りをした旨の発言をしており、これについて疑問がある。
- (3) 黒瀬大議員は、広報チラシの印刷及び配布の完了報告については、業者からは電話又は会った時に口頭で確認し、小林由佳議員に対しても口頭で報告したと証言しているが、なぜ平成 26 年度の監査に提出した 2 種類の完了報告書が存在するのか疑問がある。
- (4) 黒瀬大議員の証言によれば、業者が、ジーピートレーディングとプライアントサービスの社名を使い分けていると認識していたにも関わらず、旧社名で名刺代の領収書について、自分の目の前で発行された時もあったと証言しているが、その際に、その件について話すことはなかったのか疑問である。
- (5) 平成 26 年 11 月 18 日付のプライアントサービスの差し替え分の領収書に添付されている「おわびと訂正」の住所は、兵庫県西宮市であるが、平成 26 年 4 月 15 日以降のプライアントサービスの領収書の住所は大阪市都島区であり、疑問がある。
- (6) ジーピートレーディングとプライアントサービスの領収書の様式が、発行年月日により新しいものと古いものとが混在しており、疑問がある。
- (7) 黒瀬大議員は、チラシの印刷及び配布の受発注に関して、ほぼ全ての業務に関わっていたとのことであるが、小林由佳議員の事務所に届けられた枚数が、一体何枚なのかということをよくわかっていないというのは疑問である。
- (8) 小林由佳議員は、自宅に届けられたチラシについて、1 万部を前提とした委員からの質問に対して、A4 サイズ、大きい段ボール、街頭での配布やポストイングと証言しているが、業者の所在場所で印刷が可能であったのか疑問である。
- (9) 名刺印刷について、初回にデザイン料としてジーピートレーディングに別途支払いをしているが、その後、小林由佳議員と黒瀬大議員は、アドレスや電話番号が変わり、刷り直しにつながった変更は最低 4 回と証言しているが、デザインの原版を誰が変更したか疑問である。

9-3-3 問題点

- (1) 小林由佳議員の以下の行為については、公金を使用する者としての認識に欠如がある。
- ① 広報チラシについて、残ったチラシの枚数を考慮せず、毎回同じ枚数を印刷していた。
 - ② 名刺の内容変更により大量に廃棄した場合にも、毎回 1,000 枚分の名刺代金に政務活動費（政務調査費）を充当していたが、やむを得ない支出と考えていた。
 - ③ 平成 23 年度から平成 26 年度までの政務活動費（政務調査費）にかかる事業実施報告書の作成を黒瀬大議員にまかせっきりにしていた。

9-4 黒瀬大議員の証人尋問(第 2 回目)

(平成 28 年 10 月 28 日第 14 回本委員会 詳細は会議録のとおり。

ただし一部秘密会のため、秘密会の部分については、会議録に掲載していない。)

※ 黒瀬議員の再尋問について

チラシの印刷・配布業者であった吉田誠也氏及び吉田裕美子氏の証人出頭請求について直接両人と連絡が取れないため、黒瀬議員から両人の連絡先の証言を得るために実施した。

◎証言した事項(秘密会の部分は除く)

- (1) 吉田誠也及び吉田裕美子氏の所在地及び連絡先について
- 吉田誠也氏の電話番号は知っている。住所については正確には把握していないが、領収書に記載されているものと同一だというふうに認識している。
 - 吉田裕美子氏については、全く交流、おつき合いがないので、おそらくご家族ですと同様の場所にお住まいなのではないかということしか知りません。
 - 住所については、一番直近の情報に間違いはないですが、そこにお住まいなのかどうかはわかりません。
 - 電話番号については、月 1 回もしくはもう少し連絡は入れております。今委員会に伴いまして、今週も連絡は入れました。
 - 電話に関しましては、この 1 週間のうちに連絡しています。

9-5 小林由佳議員(第2回目)・黒瀬大議員(第3回目)の証人尋問(対質尋問)

(平成29年4月21日第21回本委員会 詳細は会議録のとおり。)

※ 両議員への再尋問について

チラシの印刷・配布業者であった吉田誠也氏及び吉田裕美子氏が証人として出頭しなかったことから、あらためて小林由佳議員・黒瀬大議員を再度証人として出頭請求し、第1回目の尋問における両議員の証言の相違点や、第1回目の尋問では明らかにならなかった事項等について証言を得るため、対質の方法で再尋問を実施した。

◎証言した事項(対質尋問のため、2議員の証言を一括して記載)

(主尋問)

- アルバイトへのチラシの街頭配布やポスティングなどの作業指示はどちらが行っていたのか。

(小林由佳議員) 大枠の部分は私が最終的に了解をしたけれども、やりとりとか、細かな部分に関しては黒瀬氏のほうに任せていた。

(黒瀬大議員) 今、言われた通りで間違いない。

- チラシの印刷業者とポスティング業者の具体的な選定はどちらが行っていたのか。

(小林由佳議員) 具体的な、細かな詳細については黒瀬氏に任せており、大きな最終のことは私が了承していた。

(黒瀬大議員) 私が選定する、もしくは決めた業者に対して最終的に決定を出すのはあくまでも小林議員で、私は議員ではなく、私が選んだものに対する決定権者という意味では小林議員で、今、小林議員が答えたことに間違いない。

- 平成26年6月30日、同年9月30日、同年12月22日及び平成27年3月13日の広報チラシの配布枚数について、7万枚であったのか、5万数千枚であったのか、もしくはどちらとも違う実態であったのか

(小林由佳議員) 証言拒否

(黒瀬大議員) 私は5万数千枚の配布というのが正しいものであったというふうな認識である。

- 小林議員の自宅に届けられたチラシの枚数は毎回1万枚か、もしくは1万8,000枚程度であったのか。

(小林由佳議員) 万単位で届けられたというのは認識しているが、1万枚か1万8,000枚か、どちらかと言われると記憶にない。

(黒瀬大議員) いわゆるこの出てくる数字の差分ですので、差分が全て届いたのであろうなという、これはあくまで推測でしかない認識である。私も数えたわけではないので、実際のところはわからないが、そういった意図で発言させていただいております。

- 配布分以外のチラシ、すなわち1万枚もしくは1万8,000枚は、小林議員の自宅に届けられたのか、黒瀬氏を通じて届けたのか。

(小林由佳議員) 直接自宅に届いたこともあり、見本とか、一部に関しては黒瀬氏からいただいたこともあった。

(黒瀬大議員) ほとんどのものは、直接小林議員のところへ届けられていたと記憶している。私を通してというのは、多分、少量のサンプル程度でいただいたものを届けたということを小林議員は言っているのか、何か記憶を混同しているのではないか。私も明確に全てを覚えているわけではないが、多分そういうことじゃないか。

- 配布分以外のチラシ、1万枚か1万8,000枚か、どちらが多かったか。

(黒瀬大議員) 1万枚というのは、どなたかがどういった認識で1万枚というふうに思い込まれて発言されているのか、私はただ単にこの数を見て1万8,000枚というのが当然であろうなと思って発言しておりました。

- チラシの印刷枚数や配布地域は誰が判断したのか。

(小林由佳議員) 大枠な部分に関しては、私も承認していたが、細かなやりとりについては、黒瀬氏のほうに一任していた。

(黒瀬大議員) はい、そのとおりです。

- 小林議員は、吉田誠也氏がプライアントサービスの窓口担当者であることを知っていたのか、また黒瀬議員から聞いたのか。

(小林由佳議員) プライアントサービスの会社に吉田氏がいるということは認識していたが、窓口担当者が吉田氏というところまでは記憶にない。

- 吉田誠也氏がプライアントサービスの窓口担当者であることを小林議員に伝えたか。

(黒瀬大議員) 小林議員は窓口担当者という単語にちょっと混乱しているのかなと思うが、私はプライアントサービスに仕事を依頼するでということではなくて、私のもとから知っている吉田さんところに仕事頼むと、それでいいかなと言ったら、いいよというようなやりとりがあった。それで吉田さんの会社がプライアントサービスであったという認識である。小林議員はそれをわかっていると思ってました、わかってなかったら、意思疎通不足だったんじゃないかと思う。

- 小林議員の政策アドバイザー、秘書でありながら、自分の経営するオフィスコーヴァに業務を発注すること自体が利益相反行為に当たると思われ、さらにその業務を下請に出しているが、なぜそのようなことを行ったのかお答えください。

(黒瀬大議員) 下請業者にそのまま仕事を投げるということは別にあって不思議ではないと思う。ただ、その履行確認を怠っていたということに関しては、民業の範囲であるが、小林議員に対して大変損害を与えた、そこはもう業者としては本当に申しわけないと、そのように感じている。利益相反に関しては、利益相反になるかなという認識も当時は全くなかった。

- 黒瀬氏は証言の中で、吉田誠也氏に対して、一部自分も聞き取りをした旨の発言をしているが、聞き取りをしたのか。

(小林由佳議員) 黒瀬大議員から、聞いていた。

(黒瀬大議員) 吉田誠也氏に聞き取りを行った。明確に日付は覚えてないが、吉田誠也氏が陳述書をつくるその少し前だったと思う。

- 領収書における旧社名と新社名の使い分けについてどう思ったのか。また、おかしいと思わなかったのか。

(小林由佳議員) 大変不徳のいたすところであるが、それについては全く気づきなかった。

(黒瀬大議員) 以前答えた中で、旧社名、新社名という認識は後で出てきたことで、当時は、それぞれ別のものだというふうに思っていたので、都合に応じて使い分けているんだなという程度にしか認識してなかった。

- 平成26年4月15日以降のプライアントサービスの領収書の住所は大阪市都島区になっているが、平成26年11月18日付のプライアントサービスの差し替え分の領収書に添付されている「おわびと訂正」の住所は兵庫県西宮市である。なぜ平成26年11月18日付のおわびと訂正の住所が兵庫県西宮市になっている

のか。

(小林由佳議員) なぜかというのは私もわかりかねる。

(黒瀬大議員) わからない。

- ジーピートレーディングとプライアントサービスの領収書の様式が発行年月日により、新しいものと古いものが混在をしている。なぜ、発行年月日によって新旧の領収書の様式が混在しているのか。

(小林由佳議員) そこに気づかず、そのままであり、わからない。

(黒瀬大議員) 領収書の様式の新旧に対して、特に意識をしたことはない。

- 政務活動費を充当した広報チラシについて、残ったチラシの枚数を考慮せず、毎回同じ枚数を印刷していた。名刺の内容変更により、大量に廃棄した場合にも、毎回1,000枚分の名刺代金に政務活動費、政務調査費を充当していたが、やむを得ない支出と考えていた。これらについて公金が使われているが、当時、黒瀬議員はどのように考えていたのか。

(黒瀬大議員) 小林議員の必要に応じてものをつくるというだけで、公金という認識、さらに廃棄することがどうか、そこはむしろ判断するのは小林議員なのではないかなというふうに思う。

- 小林議員は、平成23年度から平成26年度までの政務活動費、政務調査費に係る事業実施報告の作成を黒瀬氏に任せっきりにしていただけと証言しているが、黒瀬議員は、事業実施報告書を作成していたのか。

(黒瀬大議員) 作成していた。

(各委員からの尋問)

- 平成24年11月29日と平成25年3月11日にプライアントサービスへポスティング5万2,000枚を依頼し、代金を支払っているが、そのいずれのポスティングにおいても、対応するチラシ印刷の支出項目が二、三カ月さかのぼっても見当たらない。これらのポスティングに対応するチラシは実際に印刷されておったのか。その支出はどこにあるのか。

(黒瀬大議員) 記憶してないが、印刷されていたと思う。その支出は、記録に残っていないのでわからない。

- 平成24年11月29日と平成25年3月11日にプライアントサービスへポスティング5万2,000枚を依頼しているが、その印刷枚数はそれぞれ何枚であったのか、どこで印刷をされたのか、どのような内容であったのか。

(黒瀬大議員) 印刷枚数、内容、どこで印刷されたというのも全て記憶にない。

- 平成24年11月29日と平成25年3月11日にプライアントサービスへポストイング5万2,000枚を依頼しているが、その印刷がなぜ政務活動費の支出報告から抜け落ちているのか。

(黒瀬大議員) わかりません。

- 平成24年11月29日、平成25年5月10日、平成26年1月30日の三度にわたるポストイングは5万2,000枚で支払い代金はいずれも26万8,170円となっている。一方、平成26年の6月と9月と12月、そして平成27年3月の4回については、それぞれのポストイングは7万枚であるが、その支払い代金はいずれも26万8,170円である。5万2,000枚と7万枚のポストイングの支払い代金が同額だというのは一体なぜか。

(黒瀬大議員) 平成26年度以降の、質問の部分ですが、すべて5万2,000枚の値段じゃないですか。そういうふうに思っています。

- 監査に提出した2種類の分、2013年冬号と2014年の春号ですが、まだ決まってもいない役職がどうしてここに出てくるのかということで、監査に提出された間違っていたものを小林議員の自宅に1万枚届けられたということであれば、それは何枚印刷されたものなのか、そしていつそれが配られたものなのか。

(黒瀬大議員) 監査のときにサンプルの提出を求められたときに、間違っただけのもの、いわゆる没稿になったものを、間違えて出してしまって、後で差しかえたというような動きがあったということは記憶しているが、その没稿のものが具体的にいつどこでどうという、別に刷ったものでもないのだからわからない。

- 2013年冬号と2014年の春号ですが、監査に出されたものがあくまでも没稿、間違えた原稿が届けられただけであって、その後に差しかえられた正しいものが小林議員のもとには届けられたということで理解してよろしいか。

(黒瀬大議員) 監査に提出された2種類の分、2013年冬号と2014年の春号、監査に出したものを後ほど差しかえたと、詳細に毎度確認しているわけではないので、よくわからない部分もある。

- 小林議員が監査に提出した2種類のカラーチラシ、2013年冬号と2014年春号について、印刷された当時、そのたでき上がりを黒瀬議員は確認したか。

(黒瀬大議員) 現物を現認することはなく。印刷を発注する時点で業務から離れていた。

- 納入されたものは確認をしていなかったということか。

(黒瀬大議員) そうです。そういったところが先ほど業者として、そのあたり怠っていたというところを指摘されれば、それは事実である。

- 仕事を発注した政策アドバイザー、秘書として成果物を確認するということがなかったのか。

(黒瀬大議員) 秘書としても、給料をもらってお仕事をしている以上、きちりとした履行確認ができていなかったという意味で反省をしている。

- 監査に提出されたポスティング発注書、完了報告書が平成25年5月10日と平成26年1月30日の2回分あるが、これを黒瀬議員は御自分で認識し、確認されているか。

(黒瀬大議員) その書類は見た。

- ポスティング発注書、完了報告書が平成25年5月10日と平成26年1月30日の2回分は、あくまでも見ただけで、それが実際やられたかどうかというところまでは把握をしていないということか。

(黒瀬大議員) そのとおりで、きちり確認ができていなかったということである。

- 広報チラシの印刷及び配布の完了報告については業者からは電話または会ったときに口頭で確認し、小林議員に対しても口頭で報告したと証言しているが、なぜ平成26年度の監査委員に提出した2種類のみ完了報告書が存在をするのか。

(黒瀬大議員) これは必要だから発行をお願いしたのではないのでしょうか。この期間だけあるのは監査で必要になるんで、再発行をお願いしたのではないかなと、再発行で、もともと発行してもらってなかったものを、書類が必要なので発行してくださいということで頼んだことじゃないかなと思います。

- 政務活動費の事業実施報告については、議長宛てに提出する義務があるものですが、作成過程は黒瀬氏が任されていたということですが、提出のときに黒瀬議員は各領収書などをチェックされたのか。また、小林議員にチェックをしてもらうことはなかったのか。

(黒瀬大議員) 小林議員が書類をチェックしていたか否かについてはわからない。ただ、私は私なりの視点で、事務処理を行っていたつもりですが、能力不足と経験不足ということもあり、当時のガイドラインに沿って処理はしていたつもりであるが、後から、どんどんどんどん政務活動費に対して厳しくなっていく中で、今思い返せば、大変ずさんな処理だったという部分、多々出てきたというところは反省している。

- 秘書として作成に携わるに当たって、業者である御自身が出されてた領収書もあったのかもわかりませんが、そのチェックがずさんであったということについては今お認めになったが、それを黒瀬氏が、当時の上司であった小林議員にチェックを依頼することはなかったのか。

(黒瀬大議員) チェックを依頼することはなかったです。出来たものを渡すということで、私はどちらかというと被雇用者のほうですので、依頼せずとも、チェックするかしないかというのは、私が決めることじゃございませんので、私から依頼するということは別にございません。

- 事業実施報告書と実際に支出をした領収書等の証拠書類に大きな差がある。少なくとも維新プレスの3万部と2,000枚の違いというのは、事業実施報告書の作成や提出に当たって、全く気づかなかったということはあると思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

(黒瀬大議員) その処理に記憶はないが、何か勘違い、もしくはミスを行ったのではないかなというふうに思う。

- 小林議員がクライアントサービスに行った調査の結果、ほとんどチラシの印刷や配布をしていないことがわかったというようなことですが、小林議員が受けた報告や自身で聞き取りをして、その配布や印刷の実態について、何か後ほどわかったことはありますか。

(黒瀬大議員) 後ほどわかったことは、陳述という形で弁護士さんの前で語られた書類として前回出されたというふうに思います。新しいことはわかっていない。

- 平成27年秋に吉田誠也氏を告訴したとのことでしたが、その後どうなったんでしょうか。

(小林由佳議員) 告訴の担当の弁護士さんとのやりとりの中で、警察のほうに持っていったのですが、提出書類とか、そういった部分でもう一度、再度、もう

ちょっとというやりとりがあったみたいで、今、弁護士さんと相談して進めているところでございます。

- 告訴の件、大変長い期間がかかっているの、もう少し詳しく説明願えるでしょうか。

(小林由佳議員) 追加資料の提出を求められ、今そのやりとりというのを弁護士さんとさせていただいております、どのようにしたら受理されるかというのを検討しています。

- 手配り用の1万枚の話ですが、前回、どこの駅でまいたのかという点については、証言拒否があったかと思えます。実際に駅や街頭で配っていたのは、いつごろまでだったか、記憶にありますか。

(小林由佳議員) いつまでかという詳細な記憶はありません。

(黒瀬大議員) 私のほうも存じ上げません。

- これだけの報道機関、あるいはテレビカメラ等が入っています。本日、この委員会終了後、こうした方々に対しても説明責任を果たしていかれる用意はあるのでしょうか。

(小林由佳議員) この委員会でちゃんと説明責任を果たしていきたいと思っております。

(黒瀬大議員) 説明責任というのは、きっちり、いずれかの形でしなきゃいけないのですが、今、どの段階でどういった形で説明をするのが説明責任になるのかと、その形式においてもやっぱり考えないといけない。どのような形で説明責任を果たしていくかというところは、先輩議員の皆さんに相談させていただきながら、真摯に対応させていただきたいと考えている。

- アルバイトへのチラシの街頭配布やポスティングなどの作業指示等について、大枠という話ありましたが、その大枠というのは、一体どのことを指しているのか。

(小林由佳議員) 細かな詳細は黒瀬氏のほうに任せておまして、このような仮に打ち合わせをした中で、こういうふうにいけますねという最終確認という意味合いで捉えていただければいいと思う。

- その印刷にするに当たって、これまで数々印刷をしてきているということですが、その発意というか、例えば議会が終われば、そのときにしようとか、そういうチラシを配布しようというタイミングがあると思うのですが、そのチラシを配布するという発意ですね、それはどちらが判断していたのか。

(小林由佳議員) 細かな部分までは覚えてないところがあるのですが、黒瀬氏のほうからタイミング的には言うことが多かったのかなというふうには思っている。

(黒瀬大議員) どちらということもなく、発案というのですか、そういうことがあったと思う。

- 印刷及びポスティングにおいて、枚数、印刷業者とか内容とか、そういったものを指示したのはどちらか。

(小林由佳議員) 印刷業者さんとのやりとりとかについては、黒瀬氏のほうに任せていました。

(黒瀬大議員) やりとりにおきましては、私がやっていたというところは間違いのないですが、結局これ決めるのは小林議員ですので、私に事務業務を委託するとか、任せるとかいうこともお決めになられたのは議員本人ですから、私は受けた仕事を消化していくという言い方あれですが、受けた仕事をこなしていくということでやった中で、一つ一つ確認をとらずにやるということもこれはあると思う。

- 1万枚とかっていう数字は、結構なボリュームであり、チラシが届いたときに、こういうふうな計画でまいていかなあかんとか、人に手伝ってもらわなあかんとか、そういう計画とかその辺の指示というのは、誰がどのように行っていたのか。

(小林由佳議員) 黒瀬氏のほうから言われることもありましたが、私のほうから言ったこともあったかと思う。

(黒瀬大議員) いわゆる一万何ぼなり、1万なり1万8,000という部分に関してなんですが、特にどういった計画があったというようなこともなかったと思う。

- 最終的な決定という話ではありますが、そこに至るまでの進捗というか、そういうたびに、たびにというか、その確認というものは、要所要所でとっておられましたでしょうか。

(黒瀬大議員) 依頼を受けた業務を一つ一つ作業確認をしながらするというのが、逆に業者の立場からいうと不自然かなと思います、ただ秘書の立場というのも、これはありますので、それはいわゆる小林さんに1回1回確認とらなければだめだったのではと言われたら、そのとおりのんですが、委任を受けた中で、私の裁量でやっていた部分ということになっておりまして、その裁量の部分において仕事が至らない部分がたくさんあったということが、今回

こういった事態になった大もとの部分ではないかなと考えています。

- 例えばアルバイトとか、政務活動費で雇用していたそういう配布人が、どこで何していたかとか、そういった記録とか、そういったのはありますか。

(小林由佳議員) 細かな記録というのは、ありません。

(黒瀬大議員) 細かい記録はなかったと認識している。

- 仕事の任せる側も任される側も、普通は記録をとって進捗管理、任すほうはどういうふうに進捗しているのかと管理すると思いますし、仕事を受ける側は、一定、進捗を報告すると、こういったことは当たり前の話かなというふうに思ってるのですが、それらの記録そのものもないというようなことでよろしいでしょうか。

(小林由佳議員) そのものの記録というものも、ちゃんと例えばタイムカードとか、そういった部分はつけてなかったというような認識である。

(黒瀬大議員) 細かい記録はつけていませんでした。

- この委員会の運営に当たっては、本当に多くの尽力、また税金が使われているわけですが、この間、真相究明に向けて、どのように行動し、また努力してきたのか。

(小林由佳議員) ホームページ等でも初めのほうに、ちゃんとこの事態が起きた流れというのを説明させていただきました。その後、報告会等では、現状というのを話しさせていただいている。また、市民の方に対しては、質問等があったら真摯に答えるようにしています。私としては、議員活動を最優先したいという思いが強いもので、大阪維新の会を離党させていただきまして、無所属となって、議員活動を一生懸命させていただき、市民の皆さんの不信を回復していきたいというふうに思っています。真相究明といたしましては、市民の方に説明したり、質問があれば説明したりということだと思っています。

(黒瀬大議員) これまでの私の3回ですね、3回の召喚に当たり精いっぱい真摯に答える。非常に答えにくい個人の情報に当たる部分とかも、できる限りで協力すると、私の知り得る範囲は協力するということを委員長、副委員長にお伝えさせていただいた上で、私も精いっぱい答えをさせていただいたと思っております。また、小林議員が吉田氏を告訴、告発しているとかっていう部分もありますので、私自身はそのあたりに関しては見守るしかないというところでございます。

- 市政報告会等で説明されているという小林証人の話がありましたが、それは具体的にいつごろ行ったんでしょうか。

(小林由佳議員) 今、いつと言われても、詳細には記憶しておりませんが、去年か今年かと思う。

- 市政報告ですね、今、議員という立場でございますので、市政報告等でそのような説明をされたことはございますでしょうか。

(小林由佳議員) 市政報告会で説明をさせていただいたこともあります。市政報告書ではそのようなことはまだ伝えていません。

(黒瀬大議員) 市政報告で、まだ明確に今のこの事態を説明もしくは皆様にお伝えするということは、まだ行っていません。

- ホームページではいつごろこの事態を説明されたのか。

(小林由佳議員) この問題が出たあたりで、ホームページに載せました。

(黒瀬大議員) 行っておりません。

- 2人はチラシ印刷、配布が事実であるということを明らかにする責任、責務があると思いますが、その点に関して、認識についてはどうなのか。

(小林由佳議員) その責務はあると実感している。また、印刷、配布を請け負っていた業者の方を刑事告訴する、今している段階である。

(黒瀬大議員) 説明責任という部分、まだまだ果たせていないというところの指摘に対して、反省するところです。百条委員会等、まだ継続中で、どのタイミングで説明責任を果たすべきかとずっと思い悩んでいたこともあり、これから皆様にいろいろ意見をお伺いしながら、きっちりと説明責任を果たしていくべきだというふうに考えている。

- このチラシ印刷の業者、そしてアルバイトの複数の人たちに、今回の問題の疑念を払拭するために、どのような対応をされたのか。

(小林由佳議員) 印刷の業者という分に関しましては、私は告訴を今している段階なので、そのお話ということをしておりませんので、何も一切しゃべってないというような関係です。アルバイトさんに関しましては、このような事態を招いてしまっているという報告や、申しわけないということを言っているアルバイトさんもいます。

(黒瀬大議員) そのチラシの業者に関してでございますが、これはおととしですかね、弁護士事務所にて和解というんですか、みずからの仕事を行っていなかったというところの非を全面的に認めいただいて、やった、やらないにもかかわらず、仕事が全て完了していなかったということで、全てのお金を返金

するという事をしていただきました。私はこのことも1つ、その業者に対する何をされたかと問われたときの、これは私どものこれは答えじゃないかなというふうに考えています。小林議員のほうで告訴をされているという部分もありますので、私のほうとしては後はそこは見守るしかないなということです。また、アルバイトさん等に関しては、何も接触はしておりません。

- この印刷配布業者に、当委員会が証人喚問を要請したわけですが、黒瀬証人の2回目の喚問のときに、直前まで吉田誠也氏と連絡をとっていたというようなことの発言がございました。どのような内容の連絡をとっていたのか。

(黒瀬大議員) 話の内容は非常にセンシティブな部分になってまいりまして、以前から業者に対する精神的な部分ということがいろいろあったかと思うんですが、そういったところのお話がメインである。

- 黒瀬証人がこの当委員会で吉田誠也氏と直前まで連絡をとっていたというときは、当委員会はその業者に吉田誠也氏、裕美子氏ですね、証人出頭を求めているわけです。そういう意味では、この当委員会に出て、みずからの潔白を証明していただくように要請されるのが本意であるし、筋ではないかと思うのですが、どうなんでしょう。

(黒瀬大議員) お話ししたことを要請したというような解釈であれば、要請はしております。要請は、お話を聞いてですね、ちょっと余り内容まで触れにくいですが、お話を聞いて協力してほしいなという話をしたことが要請したということであれば、私のほうでは要請させていただいているということになります。要請したということによろしいです。

- 平成23年5月に小林証人と雇用契約をされ秘書となっておりますが、平成23年、そして24年、25年、26年、当時の住所について、それぞれお答えください。

(黒瀬大議員) 兵庫県西宮市です。

- この堺市に住所を移されたのはいつでしょうか。

(黒瀬大議員) 前回の選挙の時の27年の1月です。何日か忘れましたが、1月の頭のほうに移しています。

- B氏、C氏、X氏、D氏ということで、B氏は毎月報酬か給料を払われていたと。C、X、Dに関しては表のとおりです。チラシのポスティング、配布等が中心だというふうに思うのですが、それ以外の仕事をこのアルバイトの方にしていただいた

のか。

(小林由佳議員) チラシの配布以外の仕事もしていただいています。ポスティングと配布以外の仕事をしていただいています。

(黒瀬大議員) 私もそのように記憶しています。

- B氏、C氏、X氏、D氏は、どんな関係で雇用し、それぞれお2人の知り合い、紹介、募集について、具体的に示してください。

(小林由佳議員) B氏、C氏に関しましては、私の知り合いで、X氏は黒瀬氏からの紹介、D氏は黒瀬氏からの紹介ということです

(黒瀬大議員) それで間違いございません。

- アルバイトの方々の就労場所と作業内容、そして今回問題になっておりますチラシの配布エリアについてお示してください。

(小林由佳議員) B氏に関しましては、皆さんの例えば事務所にも事務員さんがおられるかと思うのですが、そのような感覚、事務員さんという扱いで考えていただければいいかと思えます。私の事務所や、ちょっとお子さんもおられるので、例えば電話を預けてお願いするとかいう、B氏の家でお願いするということもありました。C氏、X氏、D氏に関しては、それ以外、チラシ等の配布もしていただいたとは思いますが、いつとかいうのは、詳細には記憶していません。配布エリア等もいつどれがという部分がわかりかねる。

(黒瀬大議員) 補足するような形になるのですが、X氏というのは、これはチラシの配布というよりも、どちらかという、事務作業的なことを私からの依頼でお手伝いいただいて、その対価の報酬というふうに認識しております。D氏に関しては、同じようにチラシを配布したり、そういった活動がメインになっていたかと思えます。配布エリアに関しまして、記録が残っておりませんので、詳細にはわかりかねる。

- 配布完了報告書では、北区と周辺エリアというふうになっていたと思うのですが、この周辺エリアというのは、具体にはどこなんでしょうか。

(小林由佳議員) 周辺エリアというのは、覚えていません。

(黒瀬大議員) 周辺エリアとあったのは、多分、私のほうが、一応基本的に依頼は堺市の北区への配布なんですけど、ただ、市域で、区境ですか、区域が入り組んでいるところもあり多少、堺区に入ろうが、東区に入ってしまうのが、そこは別に構いませんと、そこは別にとがめませんというような内容だったと思うので、そのことを指して周辺地域と書いているのではないかというふうに思う。

- アルバイトの給与の支払いはどうだったのか。
(小林由佳議員) 黒瀬氏のほうから渡されたというふうに思いますし、もしかしたら、私も何回か渡したかと思います。
(黒瀬大議員) おおむね私のほうが渡していたかとは思いますが、もし、その途中で小林議員が私も渡したことがあるよということであれば、そういうときもあったんじゃないかなというふうに思う。

- 小林議員のもとに秘書及び政策アドバイザーとして勤められた期間、始まりと終わりをお教えいただきたいんですが、特におしりのほう、ちゃんと教えてください。
(黒瀬大議員) 小林議員就任から、1期目の平成27年ですか、27年の2月ごろまでだったというふうに記憶しております。

- この秘書及び政策アドバイザーという仕事ですけども、これは常勤、非常勤、どちらでしょうか。
(黒瀬大議員) 非常勤です。

- 非常勤で定額の支給のその根拠、この28万円、また途中で22万円という、この定額の根拠はどういうところにあったんでしょうか。
(小林由佳議員) 根拠と言われると、難しいところ、示すのがちょっと難しいというふうには思うのですが、黒瀬氏との間で決めて22万円というふうに決めたというふうに覚えています。

- 雇用実態を裏づけるような日報とか報告書等はつけられていたのでしょうか。
(黒瀬大議員) いわゆる実態を裏づけるような日報等はつけていませんでした。

- 給料の支払いですが、28万、22万の支払いの方法はどういう形になっていたのでしょうか。
(小林由佳議員) 毎月、毎月ではなかったかと思うのですがけれども、通帳、キャッシュカードを黒瀬氏のほうに一任しておりましたので、その都度、人件費としてなのかどうかわからないけど、足りない分をおっしゃられたら払っているというようなスタンスで思っただけだと思います。
(黒瀬大議員) 通帳、カードを預かるようになりましたので、自分の分の支払いは、自分で引き出して、自分に払うという形式をとっていました。

- 毎月払わなくて、2カ月にまたがって、そういう支払いもあったのですか。普通は月末に払ったりするんですが、そういう感じではなくて、皆お任せしていたというんでしょうか。

(小林由佳議員) 今、示されたとおり、任せていたのという意味合いで考えていただければと思う。

- その給料明細書って、普通給料には給料明細書があって、アルバイトの方の場合でも、給料明細書あります。そういう給料明細書をいただいたという記憶はございますか。

(黒瀬大議員) 特にそういったものの発行はしてなかったと思う。

- 2人のこの雇用関係において、源泉はどうしたのか。

(小林由佳議員) 源泉のそういったことは、してなかったと。黒瀬氏。本来であれば、私が多分つくるべきだという、そういうあれだと思うんですけども、そういった源泉の分も、全てにおいてという意味合いで。

(黒瀬大議員) 源泉ちゃんとやっています。そこはいいかげんにしてください。税理士さんに源泉、支払いみたいな、明細みたいなをつくっていただいて、小林議員自身が、その税金、お支払いになっています。記憶ちゃんと、探したらあると思いますんで、源泉税払って、支払書みたいな、勤務先、小林よし事務所となっているもので、いただいたというふうに記憶しています。

- 源泉を払いましたよという形で26年1月の10日に支払いをしているのですが、この支払いはどなたがされたんですか

(小林由佳議員) 詳細に記憶しておりません。

(黒瀬大議員) 小林議員がお支払いされたものだというふうに私は思っています。

- 源泉徴収票ですけど、黒瀬議員、23年度、24年度もこういう源泉徴収票はいただいていたのか。

(黒瀬大議員) 記憶は明確ではないが、同じように処理して頂いてたものと思っている。その徴収、紙をもらったかどうかというところは、定かではありませんが、恐らくもらっていたんじゃないかなというふうに記憶している。

- 源泉徴収票をもとに、黒瀬議員はこの23年、24年、ここの勤めていた、この時期の確定申告はされましたか。

(黒瀬大議員) 私の確定申告は個人で行っています。

- 確定申告するときには、この源泉徴収票が要るのです。こういうふうに働きましたよという証明が要りますから、小林よしか事務所でこうこう働きました、幾ら幾らですという申告をされて初めて確定申告になっていると思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

(黒瀬大議員) 私はこれに基づいて確定申告を行ったというふうに、自分ではそう記憶しているのですが、こう改めて聞かれると、だんだん自信もなくなってくるもので。

- 社会保険の、国民健康保険、黒瀬議員はどういう形でされていきましたか。ここの政策アドバイザーとして働いているとき。

(黒瀬大議員) いわゆる国民健康保険、個人で支払いする分ですね。

- 平成27年度5月12日ですから、当選されてすぐの資産報告で、その前年度の収入等が書かれておるわけなんです。小林よしか事務所で264万円いただきました。退職が冒頭に言われたとおり、平成27年2月28日に退職しましたという形であるわけです。ということは、この年の申告は264万円の確定申告をされたのですか。

(黒瀬大議員) していたと思う。

- 政務調査費で上がってきている22万円の資料ですが、これは平成26年の3月で終わっているのです、26年度は、22万円、22万円、22万円、3月で終わっているのです。ということは、今言われたとおり、264万円の申告をしましたということは、その後の分はずっと残り9カ月分は小林議員の自費で支払われたんですか。

(小林由佳議員) 私の自費で払ったと認識しております。

(黒瀬大議員) 27年度が小林由佳議員から政務活動費として人件費が計上されてないという、そういうことですね。自費という扱いになったんじゃないかなと思う。そこの処理は何で計上しなかったのかというのは、ちょっと記憶はありません。

- 資産報告書で訂正があるのですよ。普通は源泉徴収票を見てお書きになるが、その辺が曖昧だということで、非常におかしいなということなんです、この訂正をされた理由は、10月26日に訂正入れた理由はどういう理由があったんでしょうか。

(黒瀬大議員) いわゆる春に行われる資産報告書か所得等報告書というものだと思うのですが、この事業所得、赤字、マイナス分に関しても記載しなければいけないという認識、当初なかったのが、そのことを聞きましたので、追加しました。

- 小林議員はその当時の手帳はもうなくされたのですか。そういう手帳はどうなっていますかというのを最後の質問にします。

(小林由佳議員) 本来であれば、そういうふうな手帳に書くことが筋なのかなという部分もわかるのですが、私、手帳ってそんな細かく書くこともなく、その手帳すらもう何もないという、過去の分は何もないという状況なので、手元に何もありません。

- 業者の告訴を準備するに当たって、そもそもこの問題については、小林委員は直接しっかり中身、全貌を把握しておられた立場ではなく、直接この政務活動費の支出にかかわっていたのは黒瀬議員です。黒瀬議員からいろんな協力を得る必要があると思う。本当に告訴状を出す準備をしているのであれば、相当2人で話し合いもし、打ち合わせもし、業者がどういうことで私たちをだまそうとしたのかという全貌を明らかにしていくために、しっかり打ち合わせをしているはずではないのかと思うが、どうなのか。

(小林由佳議員) 私と私がお願いしている弁護士さんでやりとりをしています。

- あなたは全貌を把握していないのに、どうして弁護士さんと何を打ち合わせをするのか。

(小林由佳議員) 弁護士さんとの聞き取り等がありましたので、その内容も踏まえ、告訴を出す、一度は出しているんですけども、不備があつて戻ってきているという、これではちょっと足りないですよということで、出してないというわけではなくて、警察には一度届け出はさせていただいています。

- 告訴状当初出してからも1年4カ月たっています。余りに時間が経ち過ぎていると思う。不足なところがあるのであれば、当然これは黒瀬議員からも協力を得るとか、また黒瀬議員は、吉田誠也氏の連絡先を少なくとも知っていたのですから、当然、黒瀬議員に聞いてわからないことは、さらに業者にも聞くというようなことも、この間1年4カ月ほどの間にあって当然だと思うが、何をしてこられたのか。

(小林由佳議員) 業者を告訴したというのは、直接私も連絡もとっていませんし、さすがにそれを協力してくれるとも思わない部分があるので、何をやってい

たかといいますと、業者のほうを詐欺という意味合いで告訴をしていこうという中で、一度、資料を提出して、それがちょっと足りないということで、今までの代理人さんにとってもらった陳述書や、領収書のやりとりの部分を資料として提出し、なおかつそれでもちょっとと、もうちょっと資料が欲しいということなので、代理人、弁護士の方と今相談をしています。

- 黒瀬議員は、吉田誠也氏とは連絡をとり合う仲であるが、どのような聞き取りを行ったのかということについては、答えていません。この中身について答えていただけますか。

(黒瀬大議員) 弁護士名で陳述書が提出されておりますので、その内容を聞き取りした結果をそこに示しています。これは弁護士さんの前で、きっちりと明確にしたほうがいいのではということで、私は交渉を代理人である弁護士さんに依頼したわけです。その弁護士さんと当該本人の方が話をし、事実を打ち明けたということで、陳述書をつくられた。それに基づき、業者の方が非を認め、一切の代金を返金されたということですので、そういった返金の処理は済んだ、いわゆる和解が済んだと、私はそのように感じています。

- 先ほど黒瀬議員の26年分の給料については、小林議員が4月以降、お支払いになったということでした。22万円掛ける9カ月ですから、198万円でしょうか。それと1・2・3月については70%按分ということですから、30%分、22万掛ける30で6万6,000円の3カ月で約20万円、両方足しますと、約220万円、これは小林議員が自分から支払っていたということでした。この26年についてはアルバイトを雇っておられましたか。また、その給料はどこから出していましたか。

(小林由佳議員) 全ての方を雇っていたかどうかというのは、ちょっと申しわけないが、同じように、だから毎月かどうかというのは、忘れた部分があるんですが、全部私の自費でやっていました。

- アルバイトは、チラシを配ってもらうためのために雇ったということなんでしょうか。

(小林由佳議員) チラシを配っていただくだけで雇ったかと言われると、申しわけないですけど、詳細な記憶はありません。

- 毎月相当な額を身銭切って支出しているわけです。毎月の個人支出分は、その都度、黒瀬議員から請求されるまま、支出の内訳についての説明も求めず、現金を黒瀬議員に渡していたのでしょうか。

(小林由佳議員) 言われるがままというか、こうこう、こうやからって言われてというような記憶はしています。

- 支払いが足りない分について、その都度、小林議員に請求して現金で受けとっていたのでしょうか。

(黒瀬大議員) そうだったと思う。

- なぜこれほど支出が要るのだというようなことを、小林議員から説明を求められるというようなことはなかったのか。

(黒瀬大議員) ありませんでした。

- 政務活動費の使い方について、黒瀬議員に問いただしたり、質問をしたり、相談をしたり、もうちょっと圧縮できないかとかいうような相談をしたり、そういった話し合いというのは、お2人の間ではなかったのか。

(小林由佳議員) 23年度の人件費、黒瀬氏の人件費については、記憶ですが、ほかにもいろいろ要るから、ちょっと安くしてくれないかなというような感じで、人件費を下げたと思うが、お金が要るなというふうな認識でしかなかった。

(黒瀬大議員) 当初、23年から24年になるに当たって、人件費の圧縮という意味で、削減、減額をさせていただいたというふうに記憶しています。

- 平成25年4月と平成26年1月、4月、6月、9月、12月及び平成27年3月、この7回にわたって、印刷、ポスティングともに同様の発注をして、差数も同様に小林事務所に納品するという形をとっていたようですが、これに間違いはありませんか。

(黒瀬大議員) 本人が陳述書で語られているとおりに思うが、私も常勤ではなく、堺市近くにいませんでした。全てを現認しているわけではないので、吉田氏に任せしていたという部分はございます。だから、同じようにという形でお任せをしていた。陳述で吉田氏が語るには、できないときもあって、サンプルのみを届けるに終わって、実はやってなかつたということがあったというようなこともお話をみずからしていただいたかと思う。

- 印刷は7万枚、ポスティング5万2,000枚、手配りは1万8,000枚にしましょう、こういう話し合いをするときに、それを提案したのはあなたですか。

(黒瀬大議員) 提案したのが私、私がお互い話の中で出てきたことですので、全戸配布しようかということで出てきたことです。だから、発案が私と言われたら、私でもあるのですが、小林議員ともお話ししてのことです。

- 直接業者と発注の打ち合わせをしたのは黒瀬議員です。その発注のいわゆるすり合わせをする際、印刷を発注する際に、毎回その都度、吉田誠也氏とその確認、打ち合わせというのは、あなたが行っておられましたか。

(黒瀬大議員) 私のほうが行っていました。

- 平成26年度中です。6月以降、6月、9月、12月、27年3月、これはいずれも業者が印刷をしていなかったの、小林事務所にも届けられなかったということになりますか。

(黒瀬大議員) サンプル程度ですかね、小部数だけ届けられたというふうに聞いています。

- 手配りを計画しておられた1万8,000枚は事務所には届きませんでした。どのように対応されたのか。届かなかったときに、そのままほったらかししておられたのですか。何の疑問も持たなかったのか。

(小林由佳議員) 任せていた部分もあったので、見本が届けられたというので、別にどうなっているのかというようなことで。

(黒瀬大議員) 該当業者の方が、余った分に関しても余分にまいといたからというようなことだったので、あ、そうですかということです。

- 吉田誠也氏と黒瀬証人とのやりとりについて伺います。同氏と連絡をとり合っていたとのことですが、平成27年11月の議員総会では、10月30日の刑事告訴以降は、直接的なアプローチは行っておりませんと証言され、また昨年4月28日の本委員会では、議員総会での証言以降の業者との接触を問われて、現状においても変わりはありませんと答弁をしています。それらの答弁と、今既にやりとりをしていることの不整合性、いつからどのように連絡をとっていたのか説明してください。

(黒瀬大議員) 個人の悩み等に関するセンシティブな部分のお話のみで、委員会等の踏み込んだ話、また今回のことの踏み込んだ話ができていない。いつからという具体的な日時に関しては記憶にない。

- 非常にセンシティブな本人の病状なりに対するやりとりだけをされていたということですが、先ほどの答弁の中では出頭、私どもが吉田誠也氏を出頭要請をしたときには、黒瀬証人からも要請をしたというふうにおっしゃっていましたが、これは正しいことでしょうか。

(黒瀬大議員) その話に触れたかといえば触れまして、触れたことが要請をしたということになるのであれば要請をしたと、そういったお話だったというふうには私は記憶しています。

- 吉田誠也氏は、本委員会が出頭請求をしている、証人尋問のための出頭請求をしているということを認識していたということによろしいですか。

(黒瀬大議員) それは私にはわかりません。

- 黒瀬氏のおっしゃっていることを補強する意味でも、吉田誠也氏の証人尋問が極めて重要だったと、重要であるという認識は、当時、黒瀬氏はなかったのですか。

(黒瀬大議員) それは委員会の下した決定でございますので、大変重要なものだというふうには考えています。

- そのような曖昧な出頭要請ではなくて、しっかりと本人に出てきてくれということをお願いするのが筋ではないでしょうか。なぜそのようにされなかったのですか。

(黒瀬大議員) 私が業者とのコミュニケーションの中でうまくできなかったということで、大変遺憾に思っています。

- 本委員会は、吉田誠也氏に出頭要請後、たびたび本人に郵送や直接の訪問を繰り返していることは御存じだと思います。平成28年8月30日付で本委員会からの協力要請に対して、個人情報であることを理由に、黒瀬氏は吉田誠也氏の電話番号を教えることを拒否しています。しかし、この証人尋問が極めて重要なことを認識していたならば、直接的に電話番号を教えなくても、連絡のやりとりをしている黒瀬氏が間に入って仲介するなど、本委員会と吉田誠也氏が接触できるように提案などをすべきだと私は考えるが、議会事務局や本委員会に対して、そのような協力はしなかったのか。

(黒瀬大議員) 私の証人尋問がありましたので、吉田氏にかかわる個人情報についてお答えをしました。

- 2回目の証人尋問より前の話ですが、それまでの間、私どもは7月、8月とさんざんこの事務局のメンバーも吉田誠也氏と接触するために苦勞していたのです。に

もかわらず、現にあなた自身が証人の出頭請求をされるまでは、何か協力しようとしなかったということよろしいですか。

(黒瀬大議員) そのように受けとめられるのは非常に残念ですが、委員長からの要請文にお答えしたように、協力する、しないということとは別に、個人情報勝手に教えるということに対して、私は非常に慎重に行動させていただきました。

- 吉田誠也氏に連絡をとっていたということですが、印刷の下請業者の名前、印刷データの有無、下請とのやりとりを示す書類の有無などを本人に確認しましたか。

(黒瀬大議員) その件については、一昨年度、弁護士の聞き取りにより、吉田誠也氏が事実を語っていますので、それ以上のことは、私の口からは質問をする必要がないと考えています。

- 同じくこれまでの委員会では手配り分について、どこで配布したのかわからない、いつ配布したかもわからないというような答弁をしていますが、その答えを知っている可能性のあるのが、私はアルバイトスタッフであろうと思います。そこで、アルバイトスタッフB、C、X氏と百条委員会に関してやりとりをしたのか、またチラシの存在や街頭活動をした駅の記憶の有無など、そのあたりをこのアルバイトスタッフに確認したのかどうか。

(小林由佳議員) 事実確認というのは、アルバイトさんのほうにもしました。

(黒瀬大議員) B氏、C氏に関しては、私は何も伝えておりません。X氏に関しては、チラシの配布ということではないので、別に特にチラシについても何も伝えていません。D氏は該当業者さんのことだと、もうどこかで以前、名前を出されたと思うが、同一だと。D氏に関しても特に確認作業はしていません。

- 小林証人は、B氏、C氏には確認をとられたということですが、その結果を御披露ください。

(小林由佳議員) いつどこでとか、何のというのはわからない部分もあるけれどもというようなお答えはいただいております。

- チラシや名刺の現存確認に支援者や同僚議員、家族、親族に声をかけたかどうか、また、それらの方々から自発的な連絡はなかったのか。

(小林由佳議員) 今のところ、そういう支援者の方から連絡というのはない。自分からのアプローチというのは、特に何もしていません。

- 吉田誠也氏の刑事告訴について、告訴状は受理されていないということであるが、長い年月がたっています。先ほど書類の不備があつて弁護士から、実はまだ提出ができていない、受理されていないということですが、それはいつでしょうか。昨年あなたが2月に百条委員会の証人尋問を受けた、その前でしょうか、後でしょうか。
(小林由佳議員) 2月より前か後かと言われると、記憶が定かでないのでお答えできないが、不備があつて提出をしなかったのではなく、警察には弁護士さんに持って行っていただいた。ただ、警察のほうから、書類をもうちょっと欲しいということで戻ってきたという認識です。
- 告訴状が戻ってきた時期は、昨年の2月の証人尋問より前か後かはわからないということでもいいですか。
(小林由佳議員) それでいいと。
- 告訴の件ですが、今後この吉田誠也氏の告訴というのはしていくと、受理されるように努力を続けていくということで、小林証人よろしいか。加えて、黒瀬証人のほうは、それに対して協力する姿勢というものはおありか。
(小林由佳議員) 受理されるように進めていこうと思っています。
(黒瀬大議員) できる限りの協力は考えていきたいと思っています。
- 平成26年6月、それから9月、12月分のチラシと、平成27年3月分のチラシは、これ吉田誠也氏が印刷をしなかったということを確認した部分でございます。、配るチラシが存在しないのに、アルバイトがいたら、アルバイトが、いや、1万8,000枚のチラシが来てないとか、配ろうと思っているものがない、どうしたらいいですかというやりとりがあつてしかるべきだと思うが、チラシが印刷されていないという事実について、そういうやりとりはアルバイトの間、特にB氏とC氏、小林証人、直接確認をしたといったけども、なかったのか。
(小林由佳議員) B氏に関して、事務員的な要素というので、26年度も手伝っていただいていたというふうには認識しています。チラシについては、B氏、C氏に確認というのは、過去の話をしてという意味合いです。
- 黒瀬証人、モバロットは黒瀬証人がバーチャルオフィスで経営していた会社法人であり、その後、オフィスコーヴァを個人事業として開業したというお答えが以前にあったかと思うが、この2社の関係は併存していた時期があり、なおかつその傍ら黒瀬証人自身は小林事務所で勤務していたと、そういうことでよろしいか。
(黒瀬大議員) 法人としては併存して存在していましたが、このモバロット社のほ

うは、実質の経営というのを、年度は忘れたが、退いていて、これはもうタッチしていなかったというのが現状です。

- 小林議員のホームページについて、実質的な黒瀬証人の個人企業であるモバロットのシステムを、オフィスコーヴァに管理を移すときに、なぜ同じ自分が持っている個人の、ほぼ個人の事業のシステムを移行することができずに切りかえることになったのか、そのあたりを詳しく説明ください。

(黒瀬大議員) いわゆる当初の小林議員のホームページというのは、量販用というのですか、たくさん売るために自社でシステム開発から行った、そういうホームページ管理システムでした。あくまでも、その所有権、システムの所有権というのはモバロットのものでして、その事業がいわゆる頓挫したわけなんです。頓挫した以上、そのものが使えなくなった、新しくつくらざるを得なくなったというような流れです。

- 吉田誠也氏の関連の会社、吉田裕美子氏が代表であったこともあるようですが、こちらのほうは、ジーピートレーディング社が平成23年8月30日に社名変更を行って、併存の時期はなかった、そういうことでよろしいか。

(黒瀬大議員) そのことは後日、登記簿謄本を上げた際に判明した部分で、当初はそれぞれ別の組織だとの認識でいました。

- 第1回目の黒瀬証人の証人尋問のときに、平成25年度の貼付用紙のナンバー16に、ハードディスク復旧代ということで、質問が、筆跡についての質問がございました。この会社名はジェネラルエージェンシーという会社でありますけども、これについて御存じのことがありましたら、御説明ください。

(黒瀬大議員) それも吉田氏の経営していた会社だというふうに認識しています。

- 平成23年5月、小林議員1期目の任期が始まってすぐに名刺を発注したことが、ジーピートレーディングとの商業上のつき合いであるというふうに御答弁があったが、その2カ月後、7月にはチラシデザイン料及び印刷代16万8,000円が支出されています。黒瀬証人は御自身でデザインを行っていて、印刷業務を後にオフィスコーヴァで受け、プライアントサービスに配布業務をお願いしていたというふうに答えているが、ジーピートレーディングに発注した、このときの最初のチラシのデザインというのは、どなたが行ったのか。

(黒瀬大議員) このときのみかどうかちょっと記憶していませんが、ジーピートレーディングに製作、デザインから依頼することもありましたが、ありました。

- ジーピートレーディング社は印刷機を有しない会社でしょうか。そして、それを、当時ですね、最初の7月、平成23年7月のときに認識していたのか。
- (黒瀬大議員) 印刷機を有しない会社でありましたが、その当時は認識していなかった。
- 平成28年4月28日の当委員会において、プライアントサービスは自社でチラシの印刷をしていたのかどうか、当時知っていたことを答えてくださいということに対して、プライアントサービスが自社で印刷をしていたかどうかについての詳細は把握していませんと、答弁が食い違っていますが、この点について御説明ください。
- (黒瀬大議員) 野村議員が冒頭質問されたのは、この最初の印刷を行ったときに知っていたかどうかということだったと思います。また、そういった答弁の中で、私自身の記憶の混同、認識の違いがあり、記憶が前後しているところがあったとすれば、そこは申しわけなく思う。
- 平成23年9月16日に維新プレス印刷代というものが2,000部、政務活動費から充当されております。この印刷会社はペーパーテックという会社ですが、なぜこの維新プレスのみ業者が違うのか、わかる範囲でお答え願えますか。
- (黒瀬大議員) これは私の関与しないチラシでして、恐らく団の皆様か何かで一緒になってつくられたものじゃないのかなというふうに思う。
- 維新プレスの印刷は、あなただけがつくったのでしょうか、もしくはデザインを変えて、団で皆さんで出されたものでしょうか、覚えていらっしゃったら、教えてください。
- (小林由佳議員) そのときいた団全員でつくったかと思う。
- ペーパーテックに発注された印刷は、どのように発注されたのか、誰が打ち合わせをして、デザインは誰が行って、どのようにデータを入稿して、どんな形で納品がされたのか。また、それをどのように2,000部配布したのか、覚えている範囲で教えてください。
- (小林由佳議員) どのようにデザインしてという部分とかは、私、詳細には覚えていません。
- X氏ですが、きょうの小林証人の証言によれば、黒瀬証人から紹介を受けたと言っていました。紹介を受けた際に、黒瀬証人とどういう関係にある方というふうに紹介を受けたのか。

(小林由佳議員) 黒瀬氏の親族というふうに向った。黒瀬氏の配偶者の方と向った。

- X氏が発行された領収書3通です。あなたの配偶者であるという説明がありましたが、その配偶者の方が書かれた、その文字によるものですか。

(黒瀬大議員) X氏が書いたものです。

- 本当にこのX氏自身が仕事をしたのかどうかという疑問があります。そういうことも含めて、場合によったら、このX氏、つまりあなたの配偶者の方を当委員会に証人として尋問することを提案したいと思います。そういうことがあったときに、御協力いただけますか。

(黒瀬大議員) 委員会の決定ということであれば、御協力はします。

- 平成25年の給料の支払いのところですが、9月分は黒瀬氏には支払っていません。これはなぜなのか。

(小林由佳議員) 黒瀬氏のほうから、堺の市長選挙があり、そちらのほうのお手伝いに行きたいということで、9月はお休みされたかと思う。

- D氏、つまり吉田誠也氏に対しては、8月30日に6万円、9月30日に8万円の支払いがあります。ところが、対応する印刷物がない。吉田誠也氏が何をしたかということについては、指示は黒瀬氏に任せていたと。監査委員からの聞き取りに対しては、指定する場所に来てもらって、業務内容は、同議員の市政報告の街頭での配布、駅前、スーパーの前などでの配布であると記録が残っている。一体どのような市政報告をこのD氏は配ったことになるのですか。

(小林由佳議員) 市政報告などということで、按分はしているのですが、もしかすると、党の何かというのを配っていただいたかもしれません。

- 党の印刷物と言いました。9月には市長選挙がありました。吉田誠也氏に指示を出す、吉田誠也氏も、結局、市長選挙のために、党の活動するために雇用した、そういうことになりませんか。

(小林由佳議員) 100%、党の活動をしていただいたというふうには思っていないので、按分は50%とさせていただいています。

- 対応する印刷物はどこにあるのですか。しかも、4月にチラシ印刷していますよ。ポスティングを5月に、吉田誠也氏に、お金を払って委託している。その吉田誠也氏が、8月に、あなたが給料払ってポスティングさせているのですが不思議に思い

ませんか。

(小林由佳議員) 私も妊娠して出産した直後だったので、私のかわりの雑務という
ような形で、ポスティング要員として雇ったか、多分雇ってはなかったと思
う。

- 吉田誠也氏は、昨年10月28日と本年1月17日の証人尋問に出頭しませ
んでした。2月27日の本会議で、委員長が出頭拒否による告発を提案した際、あ
なたはこれに賛成をしました。学生時代からの友人である人物を自身が刑事告発す
ることになったのですが、それはあなたが望んでおられたことですか。

(黒瀬大議員) そのことにつきましては、大変じくじたる思いでしたが、委員会、
もしくは議会の決定というものを尊重しまして、私も委員会の決定を尊重し
たということで、同意しました。

- 監査委員に出された、あなたの報告書によれば、こういう記述があるのですね。
配布業者は、堺市北区で配布依頼していますが、業者からの配布過程で、隣接する
堺区、東区、西区、各家に投函されることがあります。今日は、なぜ忘れたので
すか。

(小林由佳議員) その周辺という意味合いをもともとしていたかということだっ
たので、そのときは記憶にもうありませんというふうにお答えさせていただ
いたということです。

- 当委員会の審議に当たって、議長宛ての要望書を出されました。その要望書の2
ページに、第2として、重大なプライバシーの侵害の懸念があるということを書い
ています。政務活動費の支出とは直接関連のない個人の経済状況や疾病の有無及び
具体的症状等の、いわゆるセンシティブ情報については、不特定多数の流通は厳し
く規制されるべきですと、こう書かれていますが、あなたの本心ですか。

(小林由佳議員) 個人情報というのは、やっぱり大切なものだと思っていますので、
そういった意味で、いろんなことを非公開というように要望をいたしました。

- 一昨年テレビ報道で、精神的疾患、御病気だ、あるいは精神的な御病気でポス
ティングができなかった。あなた自身が、テレビカメラの前でこういうせりふを発
している。この態度と、さっきおっしゃったのと矛盾していませんか。

(小林由佳議員) 大きな公の場で、慎重に期さないといけないということを思いま
して、非公開の要望をさせていただいた次第です。

○ テレビカメラの前で、業者が精神疾患だと公言されたわけですが、それが当委員会の審議に当たって、議長宛てに要望書を出された中身と矛盾してないか。

(小林由佳議員) 今回の要望書を出すに当たっては、以前に、そういうふうにテレビの前で言ってしまったとか、そういったことも全部踏まえまして、今回は非公開でというような意味合いで出させていただいた。

○ あなたのもとには、当事案に関する批判、あるいは議員としての責任のとりように関する市民の声は届いていないのですか。

(小林由佳議員) 政務活動費、政務調査費について、私に対しての意見というのは、市民の方からいただいております。

○ 政務活動費では、最近、富山の市議会で問題になりましたが、富山市議会で何人の議員が、この政務活動費の不適正使用に関して辞職をしたか知っていますか。

(小林由佳議員) 何人かと言われると、ちょっと記憶は定かでないので、わかりません。

○ 政務活動費を今任期中受け取らないと言われた。今度は党籍、離れると言った。そのようなことで済むと思われるか。私は、当然、議員を辞めてしかるべきだというふうに思うが、そう思いませんか。

(小林由佳議員) 信頼回復のために頑張っていきたいと思っております。

○ 信頼回復に全力で尽くしていきたい。全力で、この1年5カ月、何をしてこられたんですか。

(小林由佳議員) 政務活動費の受け取りを辞退しました。それ以外に関しては、私も、チラシの印刷、配布していた業者の方を告訴して、受理していただくように最善の努力を尽くしているところです。

(黒瀬大議員) 堺市政の改革という部分では、個別の政策等々のことになって、大変長い話になるが、議会での活動がそれを示しているということです。そして、信頼回復という部分におきましては、現状も、この当百条委員会等にもしっかりと協力して取り組んでいくということで、活動しています。

◎証言拒絶をした尋問内容及び証言拒絶に対する協議結果

小林由佳証人は、1項目の尋問内容について、市長が小林由佳証人を刑事告訴したこと、同告訴が受理されたことを前提に、自分自身が刑事訴追を受けるおそれがある事項として、地方自治法第100条第2項が準用する民事訴訟法第196条柱書中

第一文前段「証言が証人又は（省略）が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。」に該当するとして証言を拒絶した。なお、地方自治法第 100 条第 3 項は正当な理由がないのに証人が証言を拒んだときは、六箇月以下の禁固又は十万円以下の罰金に処する旨を規定しており、地方自治法第 100 条第 9 項には、「議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は（省略）の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。」と規定している。よって、本委員会では、証言拒否項目が民事訴訟法第 196 条柱書中第一文前段に該当するかどうかを判断する必要があるため、小林由佳証人が証言することによって、刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあるかどうかについて判断した。本件については、小林由佳議員が、当該尋問に対して証言することは、刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあり、やむを得ないとの判断をした。

（平成 29 年 4 月 21 日第 21 回委員会 詳細は会議録のとおり）

	証言拒絶をした尋問内容	結 果	第 21 回 本委員会会議録 ページ数等
①	平成 26 年 6 月 30 日、同年 9 月 30 日、同年 12 月 22 日及び平成 27 年 3 月 13 日の広報チラシの配布枚数について、小林議員は 7 万枚、黒瀬氏は五万数千枚とのことであります。チラシの配布枚数について、7 万枚であったのか、五万数千枚であったのか、もしくはどちらも違う実態であったのか、お答えください。 (第 21 回本委員会会議録 P9 -29 行～34 行)	該当する (全会一致)	P10-21 行 ～ P11-13 行

10 秘密会について

平成 28 年 10 月 28 日 第 14 回委員会については、黒瀬大議員から、吉田誠也氏及び吉田裕美子氏の連絡先を聴くため証人尋問を実施し、平成 29 年 3 月 9 日 第 18 回委員会については、平成 23 年度から平成 26 年度分の政務活動費(政務調査費)の個人情報を含むアルバイト代にかかる領収書の写しを閲覧したものである。それぞれ、堺市議会委員会条例第 18 条の規定により、討論を用いずに採決した結果、全会一致で一部を秘密会とすることとした。

秘密会の出席者は、委員、議会事務局職員及び傍聴議員で、一般傍聴者及び報道機関の方は傍聴できない。また、秘密会の議事及び秘密会の会議の中での発言内容については、一切公表できず、何人も他に漏らしてはならないと規定されており、配布用の会議録にも掲載しない扱いとなる。よって、本報告書においても、秘密会の内容については掲載することはできない。

11 告発について

地方自治法第 100 条第 1 項は、普通公共団体の議会は、当該普通公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する調査を行うことができる。また、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭を請求できると規定している。そのうえで、地方自治法第 100 条第 3 項では、正当の理由がないのに、議会に出頭しない場合は 6 箇月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金に処すると規定されており、地方自治法第 100 条第 9 項では、地方自治法第 100 条第 3 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならないと規定されている。そこで、吉田誠也氏、吉田裕美子氏が、平成 28 年 11 月 11 日（金）及び平成 29 年 1 月 17 日（火）に本委員会が求めた証人尋問に出頭しなかったため、本委員会において告発を求めるかどうかについて協議した。

吉田誠也氏については、2 回にわたる出頭請求に対する返事もなく、当初転送され到達していたと考えられる封書が途中から転送されなくなったこと。黒瀬議員が直近まで連絡していたと証言した電話番号への合計 14 日間、約 20 回の電話連絡に一度も応じず、返事もないこと。公示送達の手続きが認められ、法律上通知が到達したとみなされたことなどから、総合的に判断し、何らかの形で出頭請求の内容を知っている蓋然性が高く、正当な理由がないと考えられる。

また、吉田裕美子氏についても、2 回にわたる出頭請求に対する返事もなかったこと。合計 7 回にわたる住所地訪問にも反応がなく、その際、出頭請求の写しを投函していること。また、居住地と考えられるマンションの部屋について、マンションの管理組合に賃借人としての届け出が提出されていることが明らかになったことから、総合的に判断し、何らかの形で出頭請求の内容を知っている蓋然性が高く、正当な理由がないと考えられる。

以上のことから、吉田誠也氏及び吉田裕美子氏が、地方自治法第 100 条第 3 項の不出頭の罪を犯したものと認め、本委員会において、同条第 9 項に基づき、それぞれ全会一致で、告発することが相当であると決定し、平成 29 年 2 月 23 日に、本会議において、吉田誠也氏及び吉田裕美子氏、それぞれについて、告発することを議決した。

なお、平成 29 年 3 月 1 日付けで大阪府警察本部に告発し、同日に受理された。

12 本委員会のまとめ

(1) 調査の概要について

政務活動費及び政務調査費は、地方自治法の規定を受けて、条例及び規則に基づき、地方議会の活性化のため、政務活動費にあつては議員の調査研究その他の活動の基盤、政務調査費にあつては議員の調査研究活動の基盤の充実を図る観点から首長(市長)が交付している。しかし、地方自治制度においては、首長(市長)と市議会議員は直接選挙で選ぶ二元代表制をとっており、相互のけん制・抑制と均衡によって、首長(市長)と議会が緊張関係を保つことが求められている。それゆえ、議会や議員の活動は、首長(市長)の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。政務活動費及び政務調査費の使途については、会派や議員の自主的な判断に委ねられ、広範な裁量が認められている。

しかしながら、地方自治法、条例及び規則だけでは政務活動費及び政務調査費を充てることができる経費の範囲の定義があいまいであり、本市議会として、使途の透明性確保と適正な支出のため、自主的な運用のルールである運用指針を定め、会派及び議員は運用指針を自律的に守らなければならないとしている。同時に、公金である政務活動費及び政務調査費の使途について疑義が生じた場合は、会派及び議員は、自ら積極的に説明責任を果たさなければならないことも求められる。

今回の事案は、平成 23 年度から平成 26 年度分の本件政務活動費等の一部について平成 27 年 9 月に住民監査請求が提出されたことに伴い、正副議長及び議会運営委員会、議員総会などで説明を求めるなかで、政務活動費及び政務調査費から支出されていた議会報告チラシ及びポスティング費用については、実際にはそのほとんどが作成・配布されていなかったことが明らかになり、マスコミにおいても大きく報道されてきたものである。

そのため、堺市議会として事件の全容を明らかにするため、平成 27 年 12 月に本委員会が設置されたが、本委員会は、本件政務活動費等から支出されていた議会報告チラシ及びポスティング(配布)費用について、印刷やポスティング(配布)を依頼した業者がほとんどの印刷とすべてのポスティング(配布)をしていなかったということを中心に、当時小林由佳議員の政策アドバイザー兼秘書であった黒瀬大議員の本件政務活動費等への関与の実態を、小林由佳議員及び黒瀬大議員への証人尋問及び請求した記録等に基づき調査を実施した。

(2) 小林由佳議員の調査結果について

小林由佳議員の調査結果については次のとおりである。

- ① 平成 28 年 2 月 12 日の証人尋問においては手配り用の 1 万部のチラシを配った駅など、22 項目について証言拒否をし、平成 29 年 4 月 21 日の 2 回目の証人尋問においても、「チラシの配布枚数について、7 万枚であったのか、5 万数千枚であったのか、もしくはどちらも違う実態であったのか」との質問に対し、証言拒絶を行った。民事訴訟法第 196 条では、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける恐れがある事項他 5 項目について証言拒絶権を認めているが、このことは、小林由佳議員自身、自分に交付された公金である政務活動費及び政務調査費の使途について、自ら積極的に説明義務を果たせば罪に問われかねないという状況にあるということ自ら認めたものと考えられる。
- ② 小林由佳議員は、平成 27 年秋にチラシ印刷・配布業者の吉田誠也氏を警察に告訴したとのことであったが、追加資料の提出を求められ、1 年半経過した平成 29 年 4 月 21 日現在も弁護士と追加資料を協議しており、いまだに受理されていないと証言しているが、このことは、本事件について自らの潔白を示す姿勢が本当にあるのか疑わしい。
- ③ チラシの印刷や配布の実態など自らの議員報告活動の経過について、秘書であった黒瀬大議員に任せきりで、ほとんど何もわからないとは信じがたいことであり、本当だとすれば市議会議員としての資質が問われる。
- ④ 特に 1 万枚ないし 1 万 8,000 枚のチラシの手配り分については潔白を証明できるポイントであるが、証言を拒否したり、記憶になかったり、証言しても非常にあいまいであり、配布の証明となる記録もないというのでは、疑惑は全く解消されない。なお、この間、印刷したチラシの残りや名刺の残りも全く提出されず、もともと発注すらされていないかという疑惑は深まった。
- ⑤ 小林由佳議員は、平成 26 年 11 月 7 日に監査委員に提出された住民監査請求にかかる監査委員の関係人聴取においては、アルバイトとして雇用していた吉田誠也氏の業務内容について、「同議員の市政報告の街頭での配布、駅前・スーパー前などで配布」との回答であったが、平成 29 年 4 月 21 日の本委員会での証人尋問においては、「私も妊娠して出産した直後だったので、私の代わりに雑務というような形で、ポスティング要員として雇ったか、多分雇っていなかったと思う。」と証言しており、場合によっては偽証の疑いさえかかってくる。

なお、平成26年12月2日に行われた監査委員による関係人聴取の際の記録によると、監査課長から「広報・広聴費で支出しているアルバイト代について、3人の方を雇用されておりますが、それぞれの方の勤務場所、業務内容、雇用実態、勤務実態を具体的に説明してください。また、それらの事実を証明する資料を提出してください」と問われ、小林議員は「●●さん（吉田誠也氏のこと）に関しては、指定する場所に来ていただいております。業務内容は、街頭での市政報告、駅前・スーパー前などでの配布でございます。雇用実態・勤務実態を示す資料としましては、労働条件通知と出勤簿であります」と答えている。

仮に、本委員会における上記証言が真実であるとすれば、監査委員の関係人聴取において虚偽の説明をなし、事実を記載していない関係資料を提出した疑いもあることになる。

- ⑥ 小林由佳議員から市民への説明について、市政報告会、ホームページでは説明したが、市政報告書ではまだ行っていないとのことであるが、この間、印刷したチラシや名刺について探すなど自らの疑惑を積極的に晴らすための努力が感じられず、本当に説明責任を果たしているとは感じられない。

(3) 黒瀬大議員(当時の政策アドバイザー兼秘書)の調査結果について

黒瀬大議員の調査結果については次のとおりである。

- ① 黒瀬大議員は、業者として下請けに投げることはおかしいことでないが履行確認を怠っていた、手配り用のチラシ(1万ないし1万8,000枚)をいつ頃まで配布していたかについては知らないと言証するなど、小林由佳議員の秘書としても、印刷の請負業者としても甚だ無責任な仕事の仕方であった。

また、平成25年4月より平成27年3月まで、7回にわたり印刷が各7万枚、ポスティングが各5万2千枚、手配り分としての差数が小林事務所に届けられたとしている。これらの発注は黒瀬議員が行ったものの、チラシ内容と発注枚数の打ち合わせは、すべて小林議員と黒瀬議員が一緒に行っている。前段3回のチラシの手配り分(差数)は、業者が「届けた」と陳述し、小林議員も黒瀬議員も「届けられた」と陳述している。しかし、後段4回のチラシは印刷されていない分であるが、前段3回分同様に、打ち合わせどおり手配りする予定で発注したものが、納品されなかったとき、業者に連絡もせず放置しておいたのかとの問いに、「業者の方が、余った分に関しても余分にまいといたからということだったので、そうですかということですよ」などと証言している。1万枚なり、1万8千枚ものチラシを、業者がサービスで1度ならず4度も配布するなどというようなことがありうるのか疑問が残る。

- ② 当時、黒瀬大議員は、小林由佳議員の政務活動費の事務処理を口座管理から発注、支払に至るまで一任されており、プライアントサービスに自ら発注したチラシの印刷やポスティングの内容について、記憶にない、あるいはわからないとの証言は信じがたい。

また、印刷を発注する時点で業務から離れていたとの証言のとおりなら、秘書としても印刷の請負業者としてもあまりにも無責任である。

- ③ 手配りのチラシをどのように配っていたかわからないというのは、アルバイトへのチラシの街頭配布やポスティングなどの作業指示については細かな詳細は黒瀬大議員の方に任せていたと小林由佳議員が証言し、黒瀬大議員も印刷（配布）業者とのやり取りについては自分がやっていたことに間違いないと証言していることと矛盾する。本当に「存じ上げない」のかどうかという強い疑念が残る。

小林由佳議員と同様、特にチラシの手配りについての証言が、記憶になかったり、あいまいであり、業者と共謀してもともと発注すらされていないかという疑惑は深まった。

- ④ 市民への説明責任について、平成29年4月21日時点で発覚以来1年半もの間、市政報告会、ホームページ、市政報告書いずれにおいても、事件の内容や自らの立場などを説明していないことは、堺市議会議員として説明責任を果たしているとは全く言えない。

- ⑤ 吉田誠也氏とのやり取りについて、平成27年11月の議員総会では同年10月30日の刑事告訴以降は直接的なアプローチは行っておりませんとのことであったが、平成28年10月28日の委員会では、「月1回もしくはもう少し連絡は入っております」とのことであり、当委員会として平成28年夏から証人出頭請求を行っている吉田誠也氏との連絡を取ることに大変な努力をしているにも関わらず、事実上協力しておらず、堺市議会議員としての責任を果たしているとは言えない。また、当初から吉田誠也氏と連絡を取っているのであれば、一連の証言は整合しない。

また、平成29年4月21日の証人尋問では、吉田誠也氏に対し黒瀬大議員から協力の要請をしたとの証言と、吉田誠也氏とは個人の悩みに関するセンシティブな話しかしていないとの証言の両方があり、証言そのものが整合していないと考えられる。

- ⑥ 今回の証人尋問で、アルバイトとして雇用された人に関しては何も接触していないとの証言があったが、小林由佳議員の証言ではそのうちのX氏（平成23年7

月～平成23年9月まで雇用していたアルバイトのうちの1人)は黒瀬大議員の配偶者とのことであり、常識的には、配偶者と接触していないとは考えられない。

(4) 終わりに

本委員会の1年半に及ぶ調査によって、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに、本件政務活動費等に関しては、平成26年12月25日及び平成27年10月29日の監査結果に指摘された不適切な支出内容だけではなく、その管理及び事務処理においても、極めて不適切な実態があったことが明らかになった。

また、本委員会の証人尋問において、曖昧な証言、記憶にないとの発言を繰り返し、特に小林由佳議員は多くの証言拒絶をするなど、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに不誠実で、当事者意識が欠如し、自らの潔白を積極的に晴らすための努力が全く感じられず、広報チラシや名刺が発注すらされていなかったとの疑惑がますます強まった。さらに、証言内容についても整合しないなど、場合によっては偽証と疑われるような証言もあり、両議員は真相究明への協力や市民への説明責任を全くと言っていいほど果たしておらず、議員としての資質を問わざるを得ない状態であった。

よって、本委員会としては、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに、議員を辞するのが相当ではないかとの意見が瀧上委員、長谷川委員、岡井委員、野村委員、西川委員、芝田委員、成山委員、森委員、小堀委員から出された。

また、三宅委員、井関委員及び黒田委員からは、「議員を辞するのが相当であるかどうかについては、司法の判断を待つのが望ましいと考える。その他の見解については、他の委員と同様である。」との意見があった。

なお、政務活動費及び政務調査費の支出に関して、小林由佳議員又は黒瀬大議員に、刑事上の違法行為があったのかなかったのかについては、堺市長が小林由佳議員を刑事告訴し、捜査当局に受理をされているため、当該捜査機関の捜査に委ねるものである。

13 調査経費

(1) 議決予算額

年 度	金 額
平成27年度	1,000,000円以内
平成28年度	4,000,000円以内
平成29年度	4,000,000円以内

(2) 調査に要した費用の決算(見込み)額

経費内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
本委員会記録作成及び会議録検索システムデータ処理	427,046円	583,840円	362,137円
弁護士への法的助言等委任契約	399,600円	534,600円	245,700円
通信費・手数料	430円	25,299円	2,320円
合計	827,076円	1,143,739円	610,157円

14 その他

本委員会における運営上の法的アドバイスを受けるため、次に掲げる弁護士と平成28年1月22日から活動終了日まで業務委託契約を締結した。

(1) 委任弁護士

大阪市中央区南船場4-4-10 辰野心齋橋ビル
リード総合法律会計事務所
弁護士 安生 誠

(2) 委任内容

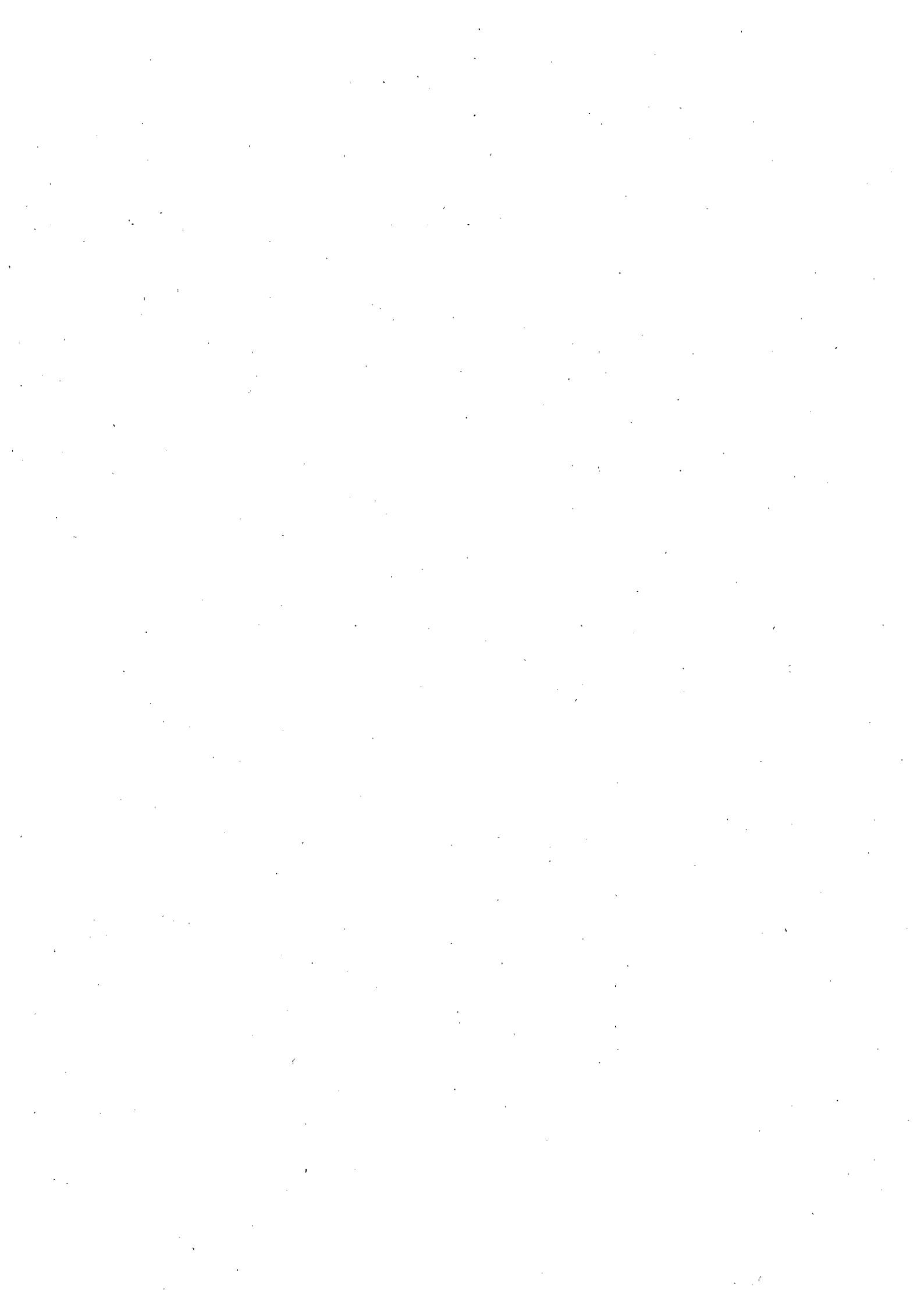
- ① 調査権の行使にかかる法的助言
- ② 参考人質疑及び証人尋問にかかる法的助言
- ③ 本委員会の運営にかかる委員長への法的助言
- ④ 議会に告発義務が生じた場合の法的助言
- ⑤ 本委員会調査報告書(中間報告を含む)作成にかかる法的助言
- ⑥ その他本委員会に関わる法律上の助言、指導又は相談



小林議員 政務活動費 広報誌印刷及び配布等の支出について

調査結果												
日付	整理番号	内容	相手方	金額	按分率	授分後金額	取消状況	印刷枚数 配布枚数	チラシ類 物の有無	発注関係 書類の有無	納品関係 書類の有無	備考
23年度	H23.7.4	資料1	チラシデザイン料及び印刷代	168,000	100	168,000	(10/6)支出取消	不明	無	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消
	H23.8.12	資料2	チラシ印刷代金	87,000	100	87,000	(10/6)支出取消	不明	無	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消
	H23.9.16	資料3	チラシ(経新プレス印刷代)	39,018	100	39,018		2千枚	あり(※)	無	あり	
	H24.4.17	資料4	チラシ印刷請負費	200,000	50	100,000	(10/6)支出取消	不明	無	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消
	H24.11.29	資料5	チラシ配布業務請負費	261,870	50	130,935	(10/6)支出取消	約5万2千枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
24年度	H25.3.11	資料6	ポステイング請負費	150,000	50	75,000	(10/6)支出取消	不明		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H25.4.26	資料7	チラシ印刷代	220,000	50	110,000	(10/6)支出取消	7万枚	無	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・手配り分、約1万部が事務所に届けられた
	H25.5.10	資料8	ポステイング費	268,170	50	134,085	(10/6)支出取消	約5万2千枚		あり(※)	あり(※)	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H26.1.30	資料9	チラシ印刷代	220,000	50	110,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり(※)	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・手配り分、約1万部が事務所に届けられた
	H26.1.30	資料10	ポステイング費	268,170	50	134,085	(10/6)支出取消	約5万2千枚		あり(※)	あり(※)	・配布した実態を証明できないため支出取消
26年度	H26.4.10	資料11	チラシ印刷代	220,000	50	110,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・手配り分、約1万部が事務所に届けられた
	H26.4.15	資料12	ポステイング費	268,170	50	134,085	(10/6)支出取消	約5万2千枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H26.6.30	資料13	チラシ印刷代	220,000	80	176,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・印刷見本、約100部が事務所に届けられた
	H26.6.30	資料14	ポステイング費	268,170	80	214,536	(10/6)支出取消	7万枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H26.9.26	資料15	チラシ印刷代	220,000	80	176,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・印刷見本、約100部が事務所に届けられた
27年度	H26.9.30	資料16	ポステイング費	268,170	80	214,536	(10/6)支出取消	7万枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H26.12.22	資料17	チラシ印刷代	220,000	80	176,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・印刷見本、約100部が事務所に届けられた
	H26.12.22	資料18	ポステイング費	268,170	80	214,536	(10/6)支出取消	7万枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消
	H27.3.11	資料19	チラシ印刷代	220,000	80	176,000	(10/6)支出取消	7万枚	あり	無	無	・印刷した実態を証明できないため支出取消 ・印刷見本、約100部が事務所に届けられた
	H27.3.13	資料20	ポステイング費	268,170	80	214,536	(10/6)支出取消	7万枚		無	無	・配布した実態を証明できないため支出取消

※ 使途項目は、全て広報・広聴費
4,323,078
2,894,352
(訂正済額 2,855,334)



黒瀬議員関係 政務活動費広報誌印刷の支出について

日付	整理番号	内容	相手方	金額	按分率	按分後金額	取消状況	印刷枚数 配布枚数	調査結果			
									チラシ現物の有無	発注関係書類の有無	納品関係書類の有無	備考
23年度	H23.8.12	資料2	19	87,000	100	87,000	(10/6支出取消)	不明	無	無	無	
25年度	H25.4.26	資料7	4	220,000	50	110,000	(10/6支出取消)	7万枚	無	無	無	
	H26.1.30	資料9	53	220,000	50	110,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	
26年度	H26.4.10	資料11	2	220,000	50	110,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	
	H26.6.30	資料13	8	220,000	80	176,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	
	H26.9.26	資料15	16	220,000	80	176,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	
	H26.12.22	資料17	23	220,000	80	176,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	
	H27.3.11	資料19	30	220,000	80	176,000	(10/6支出取消)	7万枚	あり	無	無	

黒瀬議員関係 政務活動費広報誌配布等の支出について

年度	日付	整理番号	内容	相手方	金額	校分率	按分後金額	取消状況	印刷枚数 配布枚数	調査結果				備考
										チラシ現物の有無	発注関係書類の有無	納品関係書類の有無		
23年度	H23.7.4	11	資料1 チラシデザイン料及び印刷代	(有)ジーピートレーディング	188,000	100	188,000	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
	H24.4.17	5	資料4 チラシ印刷請負費	ブライアントサービス	200,000	50	100,000	(10/6支出取消)	不明	無	無	無		
24年度	H24.11.29	51	資料5 チラシ配布業務請負費	ブライアントサービス	261,870	50	130,935	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
	H25.3.11	2	資料6 ポステイング請負費	ブライアントサービス	150,000	50	75,000	(10/6支出取消)	約3万枚	無	無	無		
25年度	H25.5.10	8	資料8 ポステイング費	ブライアントサービス	288,170	50	134,085	(10/6支出取消)	約5万枚	あり	あり	あり		
	H26.1.30	56	資料10 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	50	134,085	(10/6支出取消)	約5万枚	あり	あり	あり		
26年度	H26.4.15	3	資料12 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	50	134,085	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
	H26.6.30	9	資料14 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	80	214,536	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
26年度	H26.9.30	17	資料16 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	80	214,536	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
	H26.12.22	24	資料18 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	80	214,536	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		
	H27.3.13	31	資料20 ポステイング費	ブライアントサービス	268,170	80	214,536	(10/6支出取消)	約5万枚	無	無	無		

